

第3編 商工労働部

第1章 経営支援課

第1節 金融支援室

第1款 設備近代化資金貸付事業等償還金（債権番号32）

設備近代化資金貸付事業違約金（債権番号33）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

設備近代化資金貸付事業等償還金は、中小企業高度化資金貸付金（以下、本款において「高度化資金貸付金」という。）と中小企業近代化資金貸付金（以下、本款において「近代化資金貸付金」という。）に分類される。根拠法令等は以下のとおりである。

(1) 高度化資金貸付金

独立行政法人中小企業基盤整備機構法15条、千葉県中小企業高度化資金貸付規則及び中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引きである。

(2) 近代化資金貸付金

中小企業近代化資金等助成法（※）3条（元金）、同法9条（違約金）、千葉県中小企業近代化資金貸付規則及び千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領である。

※ 法改正により、「中小企業近代化資金等助成法」は、「小規模企業者等設備導入資金助成法」に名称が改められた。

2 法的性質

高度化資金貸付金及び近代化資金貸付金（違約金を含む。）ともに私債権である。

3 債権の内容

(1) 高度化資金貸付金

① 概要

中小企業者が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して共同で取り組む事業に必要な設備資金の一部を、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、事業計画に対するアドバイスを行いながら、長期・低利（又は無利子）で貸し付ける制度である。

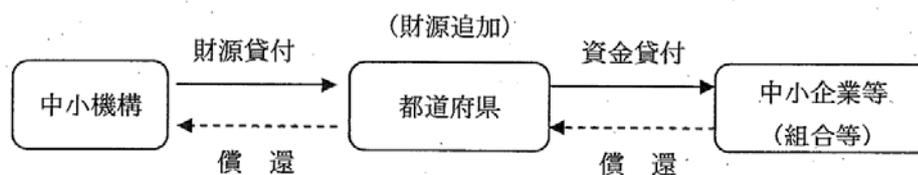
② 貸付条件

- 貸付対象者：事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第3セクター、商工会等
- 貸付割合：原則、貸付対象施設の取得・整備資金の80%以内
- 償還期限：20年以内（うち据置期間は3年以内）で、県が適当と認める期限
- 貸付金利：原則、年0.50%（平成28年度、償還期限まで固定）
- 償還方法：年賦又は半年賦の元金均等償還

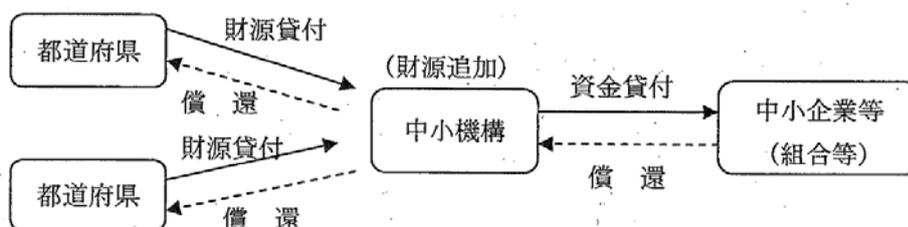
③ 資金の流れ

千葉県内のみで行われる事業については、中小企業基盤整備機構が千葉県に財源を貸し付け、千葉県が財源を追加して中小企業等に貸し付ける「A方式」が執られている。他方、千葉県以外の都道府県にまたがる事業については、千葉県と他の都道府県がそれぞれ中小企業基盤整備機構に財源を貸し付け、同機構が財源を追加して中小企業等に貸し付ける「B方式」が執られている。

【A方式】 一つの都道府県内での事業



【B方式】 二つ以上の都道府県にまたがる事業



④ 貸付手続

貸付けを受けようとする者は、まず事業計画を策定して診断を受け、改善事項を指摘されれば改善の上、借入れの申請を行う。その後、貸付決定、着工、資金交付請求を経て、資金が交付される。

なお、貸付けに当たっては、強制執行認諾文言付きの公正証書による金銭消費貸借契約書を取り交わすこととされている。

(2) 近代化資金貸付金

① 概要

中小企業が生産設備の近代化や合理化を促進するために必要とする資金を、県が無利子で貸し付けるものである。

なお、本貸付事業は、中小企業近代化資金等助成法に基づくものであったが、同法が小規模企業者等設備導入資金助成法に改正されたことに伴い、平成12年度以降、本貸付金の新規貸付けは行われておらず、県は既存の貸付金の回収事務のみを行っている。

② 貸付条件

○貸付対象者：機械金属工業、軽工業、繊維工業、農林水産業、鉱業、建設業、運送業、サービス業、小売業、卸売業等のうち国が指定した事業を県内で1年以上営んでいる中小企業者

○対象設備：対象業種別に定められた機械設備及び対象企業別に定められた設備等で新品のもの

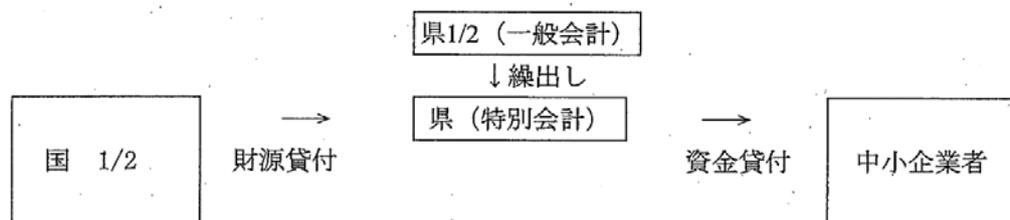
○貸付限度額：貸付対象設備費等の2分の1以内（ただし、最低50万円、最高4000万円）

○貸付期間・償還方法：原則、1年据置4年均等の年賦償還

○金利：無利子

③ 資金の流れ

国が県に財源の2分の1を貸し付け、県が残りの2分の1を負担して、中小企業者に貸し付ける。なお、県では、貸付資金の財源を一般会計から特別会計に繰り出して処理している。



④ 貸付手続

貸付けを受けようとする者は、必要書類を提出の上、中小企業診断士による診断及び貸付審査会の審査を経て貸付けを受ける。貸付けに当たっては、強制執行認諾文言付きの公正証書による金銭消費貸借契約書を取り交わすこととされている。

第2 未収金の概要

1 高度化資金貸付金

(1) 件数、債務者数、金額

平成27年度末現在で、償還期限を経過してもなお償還が行われていない未収金の件数は4件（債務者数は2名）、金額は合計1億1132万689円である。

未収金の貸付年度ごとの内訳は次表のとおりである。

(単位:円)

貸付年度	件数	平成26年度末 未収金額	平成27年度 収納額	平成27年度末 未収金額
昭和63年度	1件	33,328,000	1,500,000	31,828,000
平成元年度	1件	64,467,000	0	64,467,000
平成6年度	2件	15,030,031	4,342	15,025,689
合計	4件	112,825,031	1,504,342	111,320,689

(2) 未収の原因

① 昭和63年度と平成元年度の貸付金

昭和63年度と平成元年度の貸付け（計2件）は、いずれも同一の債務者（複合商業施設を運営する協同組合）に対する貸付けである（前記A方式による貸付け）。

当該債務者は、平成元年に大手スーパーチェーン店を核店舗として共同店舗をオープンしたが、平成4年に同スーパーが撤退し、他のスーパーに交替したことを契機に、新たに参入したスーパーとの間で経営方針の相違が生じ、その結果、一体的な共同店舗の運営が困難となり、債務者の収益は徐々に悪化をし始めた。平成21年には交替後のスーパーも撤退し、周辺に大型商業施設が次々に進出したことから競争が激化し、債務者及び債務者の組合員の業績は悪化の一途をたどるようになった。

県は、駅前広場整備計画に基づき地元自治体から債務者に支払われると見込まれる補償金を原資として返済したいという債務者の意向を受け入れて、平成21年3月に償還期限を平成27年3月に変更したが、結果的に共同店舗は計画区域から外れたため補償金は支払われなかった。そのため、債務者から変更後の償還期限であ

る平成27年3月までに償還はなされず、未収金となった。

② 平成6年度の貸付金

平成6年度の2件の貸付けは、同一債務者（青果物等の共同購買等を業とする協同組合）に対する貸付けである（前記B方式による貸付け）。

当該債務者は、東京都、埼玉県及び千葉県の子果物小売業者115名により組織された協同組合であり、高度化資金導入によるボランティアチェーンの拡大等を目的に設立されたが、平成7年10月に理事長が組合事業とは無関係の手形を濫発し、不渡りが発生して事実上倒産した。その後、理事らによる債務者の破産申立てがなされ、法的にも清算済みである。担保不動産を含め債務者の資産は処分済みであり、以後、連帯保証人からの回収が図られている。

2 近代化資金貸付金

(1) 件数、債務者数、金額

平成27年度末現在で、償還期限を経過してもなお償還が行われていない未収金の件数は10件（債務者数は9名）、金額は合計2595万1687円である。未収金の貸付年度ごとの内訳は次表のとおりである。

なお、消滅時効の完成及び援用を理由に、平成27年度中に3件、合計280万3000円分の不納欠損処理が行われている。

(単位:円)

発生年度	件数	平成26年度末 未収金額※	平成27年度 収納額	平成27年度末 未収金額
昭和56年度	1件	1,755,000	0	1,755,000
昭和58年度	1件	2,858,000	0	2,858,000
平成3年度	2件	1,353,837	20,000	1,333,837
平成4年度	1件	2,642,500	0	2,642,500
平成5年度	1件	459,000	60,000	399,000
平成8年度	1件	295,350	120,000	175,350
平成9年度	2件	12,258,000	210,000	12,048,000
平成11年度	1件	5,320,000	580,000	4,740,000
合計	10件	26,941,687	990,000	25,951,687

※ 平成27年度に不納欠損処理した債権は除く。

(2) 未収の原因

本貸付金の未収の原因を、主債務者の事情ごとに分類すると次のとおりである。

- ①倒産※1 5件
- ②死亡※2 1件
- ③経済的困窮・業績悪化 2件
- ④所在不明※3 1件
- ⑤その他 1件

※1 法的整理（破産手続）が執られた場合のほか、事実上の倒産（手形不渡処分による事業停止等）の場合も含む。

※2 法人である債務者の代表者が死亡し法人の事業が停止している場合。

※3 法人である債務者の代表者が所在不明となり法人の事業が停止している場合。

第3 債権管理の実態

1 高度化資金貸付金

(1) 管理体制

① 組織、担当者の人数

主務課は、経営支援課であり、金融支援室の職員1名が担当している。

② マニュアルの有無

中小企業基盤整備機構が策定するマニュアルである「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」が存在する。

③ 一連の事務

貸付金の交付により債権が発生した後、債権管理のため、償還台帳を作成する。

約定の償還期限が到来する場合には、債務者に償還に係る納入通知を送送するが、償還が困難な事情が認められる場合は、償還期限の延長を行うこともある。納入通知を送送後、期限までに償還金が納入されない場合は、千葉県財務規則に基づき督促状を交付し、その後も納入がない場合は、適宜、納付書を発行して送付する。延滞が発生した場合は、中小企業基盤整備機構へ所定の延滞金額報告書、延滞貸付先状況報告書を提出し、強制執行等の法的措置による回収の是非について検討する。

以上の債権管理は、「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」に従って行うものとされている。

(2) 管理の実態

① 差押えの有無

差押えが行われているものはなかった。

② 財産調査の有無

債務者の財務諸表、税務関係書類等を入手するなどして財産調査が行われている。

③ 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）が執られている事例は認められなかった。

④ 督促（催告）の状況

文書又は面談により適宜催告が行われている。

⑤ 分割納付の状況

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、現在、債務者との間で分割納付の協議中である。平成6年度の貸付金については、過去に連帯保証人から一部弁済が行われたことがあったが、その後支払は滞っている。

⑥ 連帯保証人に対する履行請求

借受決定者は、貸付けを受けるに当たって、千葉県中小企業高度化資金貸付規則に基づき、2人以上の者を連帯保証人に立てなければならない。他方、本債権に連帯債務者は存在しない。

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、平成27年度現在、主債務者との間で分割納付の協議中であるため、連帯保証人に対する履行請求は行われていない（ただし、平成29年1月に連帯保証人に対して催告書の送付が行われた。）。

平成6年度の貸付金は、連帯保証人に対する履行請求が行われ、過去に一部弁済がなされたこともあったが、その後支払は滞っている。なお、一部の連帯保証人については、一時金の支払を条件に連帯保証債務の免除が行われている。

⑦ 公正証書による執行の有無

公正証書に基づき強制執行の申立てが行われている事例は認められなかった。

⑧ 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促の申立て又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

⑨ 時効管理

債務者から債務承認書を徴して、「承認」による時効中断措置(民法147条3号)が執られている。

2 近代化資金貸付金

(1) 管理体制

① 組織、担当者の人数

経営支援課金融支援室の職員1名が担当している。

② マニュアルの有無

県が策定するマニュアルである「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」が存在する。

③ 一連の事務

貸付金の交付により債権が発生した後、債権管理のため、貸付台帳を作成する。約定の償還期限が到来する場合には、債務者に償還に係る納入通知を発送する。期限までに償還金が納入されない場合は、千葉県財務規則に基づき督促状を発送し、その後も納入がない場合は、適宜、納付書を発行して送付する。また、必要に

応じ、債務者及び連帯保証人を呼び出し事情聴取を行い、呼出しに応じない場合は、戸別訪問を行う。延滞が発生した場合は、滞納整理票を作成して収納管理を行い、償還意思が見られない場合は、強制執行等の法的措置による回収の是非について検討する。

以上の債権管理は、「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」に従って行うものとされている。

(2) 管理の実態

① 差押えの有無

差押えが行われているものはなかった。

② 財産調査の有無

債務者の協力が得られた事例では、収入に関する資料（税務申告書の控え等）、預貯金通帳等を入手するなどして財産調査が行われている。また、債務者の協力が得られない事例でも、必要に応じ債務者の自宅の不動産登記事項証明書等の資料を入手した財産調査が行われている。

③ 徴収停止の有無

徴収停止の措置（自治法施行令171条の5）が執られている事例は認められなかった。

④ 督促（催告）の状況

納入期限が過ぎても支払がなされない場合、財務規則に従って督促が行われている。督促後も支払がない場合は、適宜、文書、訪問等による催告が行われている。

⑤ 分割納付の状況

債務者に分割払いによる返済計画書を提出させ、当該計画書に基づき返済させることを原則とするが、債務者が返済計画書の提出に応じる例は多くない。債務者から返済計画書が提出されていない場合であっても、債務者が支払可能な金額を納付することで、事実上分割納付が行われている。分納計画どおりに債務者から返済がなされる事例もあれば、分納計画どおりに返済がなされず、不定期に不定額が返済される事例や途中で返済が一切されなくなる事例も認められた。

⑥ 連帯保証人に対する履行請求

本債権には、連帯保証人が付されており、連帯保証人に対する履行請求は適宜行

われている。他方、本債権に連帯債務者は存在しない。

⑦ 公正証書による執行の有無

公正証書に基づき強制執行の申立てが行われている事例は認められなかった。

⑧ 支払督促・訴訟提起の有無

支払督促の申立て又は訴訟提起が行われている事例は認められなかった。

⑨ 時効管理

債務者から債務承認書等を徴する方法により、「承認」による時効中断措置（民法147条3号）が執られている。訴訟提起等による「請求」による時効中断措置（同条1号）は執られておらず、所在不明等により債務承認書等を取得できない債務者については、時効期間（本債権は商事債権として扱われているため5年間）が経過し、かつ、時効の援用がないまま長期間が経過している事例も見られた。

第4 監査の手法

主務課である商工労働部経営支援課金融支援室に対する照会、聴取等を行い、債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 高度化資金貸付金

(1) 監査の結果、特段、適法性の観点から問題となり得る事項は見当たらなかった。

(2) なお、平成6年度の2件の貸付金は、前記B方式による貸付けであるため、県は中小企業基盤整備機構に対し貸付金の財源の一部を貸し付けた形となっている（すなわち、県との関係で直接の債務者は中小企業基盤整備機構である。）。そのため、県と中小企業基盤整備機構の協議の結果、当該B方式による県の中小企業基盤整備機構に対する債権と、A方式による他の貸付けに係る中小企業基盤整備機構の県に対する債権を対当額（1502万5689円）で相殺する契約が平成28年1月22日に締結され、平成28年度中に相殺処理が行われている。

かかる相殺契約及び契約に基づく相殺処理は、民法その他の法令の規定に抵触するものではなく、また、千葉県財務規則93条の相殺の手續に則って行われていると認められ、適法性の点で問題はないと判断した。

2 近代化資金貸付金

(1) 近代化資金貸付金の滞納金の取扱いについて定めた「千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領」には、債権の早期回収を図るため、次の事務を行うべきことが定められている。

(1) 督促状の発付

滞納が新規に発生したときは、千葉県財務規則に基づき督促状を発付する。

また、必要に応じ当該債務者及び連帯保証人（以下「滞納者等」という。）を呼び出し事情聴取するものとする。

(2) 呼出調査

(1) のほか、滞納者等に対し、随時、呼出調査を行い、貸付債権の適正管理に努めるものとする。

(3) 戸別訪問

滞納者等が、(1) 及び (2) の呼出しに応じない場合は、滞納者等を戸別訪問し事情聴取を行うものとする。

(4) 法的処置等

ア 滞納者の現況等を各調査し、自治法施行令第171条の6第1項第1号に該当する場合は、履行期限を延期する特約又は処分をするものとする。

イ 滞納者等が、貸付金の償還に対し、償還意思が見られない場合は、千葉県中小企業近代化資金貸付契約に関する契約公正証書に基づき、強制執行等の法的処置をとり貸付金の回収に努めるものとする。

監査の結果、主債務者との関係では、上記(1)から(3)の措置はいずれも執られており、特段の問題は認められなかった。もっとも、連帯保証人との関係では、必ずしも早期に呼び出し、訪問による事情聴取が行われておらず、主債務者や主債務者である法人の代表者が所在不明となった後に、連帯保証人との接触を図っている事例も散見された。その結果、連帯保証人が既に死亡していることが判明したり、消滅時効の援用を受けるなどして、債権回収の時期を逸したといわざるを得ないケースも認められた。

そもそも、自治法施行令第171条の2は、保証人の保証がある債権について、督

促をした後相当の期間を経過してもなお履行がされないときは、原則として、保証人に対して履行を請求しなければならないとしている。したがって、主債務者が履行遅滞に陥り、督促をしても相当期間履行がなされない場合は、速やかに連帯保証人への請求手続が行われなければならない。上記で指摘したような県の対応は、自治法施行令171条の2に照らして、適法性の観点から疑問がある対応である。

- (2) また、(4)の法的処置等については、監査対象の未収債権10件のうち実際に行われているものはなかった。確かに、債務者に資力がなければ、強制執行等の法的措置を執ったとしても債権回収には直結せず、安易に法的措置を執るのは妥当ではない。しかし、特に連帯保証人との関係では、前記のとおり、主債務者の滞納発生後も長期間接触を図っていなかったケースもあり、その結果、連帯保証人に対する強制執行のタイミングを逸したと思われる事例も認められた。また、消滅時効中断の観点からも、訴訟等を提起して債務名義を取得しておくことは有益であるのに、かかる措置を執らずに消滅時効が完成している事例も多数認められた。

自治法施行令171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお債務の履行されないときは、保証人への請求のほか、担保権の実行や訴訟手続も原則として執らなければならないとしている。

よって、債権回収が見込まれるケースでは、公正証書に基づく強制執行を積極的に検討し、また、債務承認書の取得が困難なケースでは、積極的に訴訟等を提起して時効中断の措置を執るべきである。

かかる観点からすれば、前記千葉県中小企業設備近代化資金滞納整理要領が、公正証書に基づく強制執行を、滞納者等に「償還意思が見られない場合」に限り行う措置としている点は、改めるべきである。すなわち、かかる規定では、滞納者等が債務承認書を提出するなどして償還意思さえ示しさえすれば、実際に償還しなくても強制執行を免れることになりかねないからである。また、例え償還に応じたとしても、少額の長期分割償還では回収のリスクを県が負うことになり、かかる滞納者等に資力があるとしたら、やはり妥当ではない。そこで、「償還意思が見られない場合」との表現を「一定の資力がありながら、早期償還が期待できない場合」等の表現に改めるべきと考える。また、更なる債務名義を取得することで時効中断をする利益がある以上、「法的処置等」として、「訴訟の提起等（訴訟のほか支払督促の申

立ても含む)」も加えるべきである。

第6 意見

1 高度化資金貸付金

(1) 平成6年度の貸付金

平成6年度の2件の貸付金については、前記のとおり、平成27年度中にA方式による他の貸付けに係る中小企業基盤整備機構の県に対する債権と対当額で相殺する契約が締結され、平成28年度に相殺処理が行われている。相殺の結果、県は平成6年度の2件の貸付金の合計残高（1502万5689円）と同額の債務の支払を免れる結果となり、貸付金全額を回収したのと同じの効果を享受している。

よって、かかる処理は、経済性、効率性及び有効性の観点から妥当な処理であったと考える。

(2) 昭和63年度と平成元年度の貸付金

昭和63年度と平成元年度の貸付金については、前記のとおり、変更後の償還期限である平成27年3月までに償還がなされず、平成27年度末現在においても収入未済となっている。県では、債権回収を図るため、債務者の運営する共同店舗の再生に向けて、新規のテナント誘致を支援するなど積極的な取組みを取っていることが認められる。

もっとも、テナント誘致が実現するか否かは未知数であることに加え、仮に誘致が実現したとしても、債務者が予定しているテナント収入からの債務返済では、完済まで相当長期間を要する見込みであり、債務者の組合員がいずれも比較的高齢であること（かつ後継者が乏しいこと）を考えると、長期の分割弁済を前提とした計画は債権回収の上でリスクが高いといわざるを得ない。

経済性、効率性及び有効性の観点からは、テナント誘致の前提となる駅前広場の整備状況及び担保不動産の価額や連帯保証人の資力の動向等に十分な注意を払いつつ、法的手続を含むあらゆる手段を念頭に置いた債権管理を行うことが望ましい。

2 近代化資金貸付金

(1) 債権放棄の積極的検討

監査対象の未収債権10件のほぼ全てについて、主債務者が破産手続を経ている

か事実上倒産状態にあり、主債務者からの返済が期待できない状況にある。また、多くの債権では、連帯保証人も破産・免責手続きを経ているか、死亡・行方不明等の状況にあり、連帯保証人からも返済が期待できないか、散発的に少額の返済がなされているにとどまる。

今後も回収可能性に乏しい債権を長期間保有し続けることは、管理コストの点から経済的合理性に乏しく、県としては、回収可能性を精査した上で、本債権のうち妥当と認めるものについて、債権放棄の手続（自治法96条1項10号）を積極的に検討することが望ましい。

具体的には、管理中の債権のうち、主債務者への財産調査を実施し、回収可能性がないと判断している債権や、相当の一時金を支払っていると認められる連帯保証人が唯一の債務者である債権について、漫然と債権回収を試み続けることは相当ではなく、早期に債権放棄の手続を執ることが望ましい。

なお、主債務者の時効期間が経過している債権について、死亡した連帯保証人の相続人から債権回収を図ることは一般的に困難であると考えられる。既に兄弟等の別の相続人が連帯保証債務を免れるため相続放棄しているなど、当該相続人に催告をしても時効の援用が当然見込まれると判断できる債権については、これ以上のコストをかけることなく債権放棄の手続を検討することが相当である。

(2) 債権回収の時期を逃さないこと

主債務者が事実上の倒産状態に陥った後、連帯保証人に債務承認書を作成させ、その後当該連帯保証人から毎月1万円の債権回収を図っていた事案（債務承認時の貸付金元本1060万円）において、債務承認から約4年後に県が実施した面談で、当該連帯保証人が債務承認後に2600万円の退職金を受領し、約1900万円を費消していたことが判明している。債務承認書には、連帯保証人の資力に余裕が出た際は繰上返済をするよう努力する旨の文言も付されていたが、退職金の受領が判明するまでの間、当該退職金を支払原資とする繰上返済の交渉が行われた形跡は認められなかった。債務承認時の面談において、当該連帯保証人に近い将来相当額の退職金が支給されるであろうことは予見可能だったと思われることから、退職金の支給時期を確認した上で、当該支給時期が到来した時点でまとまった金額を返済する内容の債務弁済契約を交わしておくことが望ましかったと考えられる。また、仮

にそのような契約を交わすことができなかつたとしても、県としては、退職金の支給時期が近づいた時点で、繰上返済の交渉を持ち掛けるべきだったと思われる。退職金の支給が判明した後、県は当該連帯保証人と交渉し、退職金の残額から104万円を一時金として受領し、その後は毎月の分納額を3万7500円に増額させ、順調に債権回収を図っているが、当該連帯保証人との接触をより密にし、財産調査を定期的実施していれば、一時金としてより多額の金額を回収できていた可能性も否定できない。

債務承認時には資力に乏しい債務者であっても、その後の事情の変化で一定程度の資力を有するに至る場合もあり得ることから(退職金の支給はその典型である。)、分割弁済を認める時点はもちろん、その後においても債務者の財産状況を定期的に調査し、債権回収の時期を逃さないことが望ましい。

第4編 農林水産部

第1章 団体指導課

第1節 経営支援室

第1款 農業改良資金（貸付金の償還金）（債権番号39）

農業改良資金（違約金）（債権番号40）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、農業改良資金助成法（旧規定。以下、本款において「旧法」という。）、農業改良資金助成法施行令（旧規定）、農業改良資金助成法施行規則（旧規定）、農業改良資金制度運用基本要綱、千葉県農業改良資金貸付規則（旧規定。以下、本款において「旧県規則」という。）、千葉県農業改良資金取扱要領（旧規定）、千葉県農業改良資金貸付資格認定要領である。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

農業改良資金は、農業者の農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として、最新の農業技術、新規作物の導入、新たな農産物の加工などに必要な資金につき、無利子で貸し付けられる資金のことである（旧法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、農業改良措置の実施に必要な、(i) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金、(ii) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金、(iii) 家畜の購入又は育成に必要な資金、(iv) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金（農林水産大臣が指定するもの）がある（旧法2条）。

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、原則10年以内（据置期間は原則3年以内）（旧法5条1項、2項）、無利子であるが（旧法5条1項）、違約金については延滞金額に対して年12.25%の割合である（旧法11条）。なお、現在の制度（下記③Ⅱ参照）における償還期間は、原則12年以内（据置期間は原則3年以内）となっている。

Ⅱ 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、従前個人が1800万円以内、法人等が5000万円以内であった（旧県規則5条2項、もともと平成15年以前は貸付限度額の基準が異なっており、上記金額よりも多額の借入も可能となっていた。）。なお、現在の制度（下記③Ⅱ参照）における貸付限度額は、それぞれ5000万円、1億5000万円となっている。

Ⅲ 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、借入希望者は、担保を提供又は連帯保証人を立てることとされていた（旧法6条）。もともと、平成27年度末現在で未収金が発生している全ての事例について、連帯保証人が立てられており、契約当初に担保が提供されている事例はない（なお、上記事例の内2件については、延滞発生後に親族所有の不動産に担保が設定されている。）。

③ 貸付方法

Ⅰ 平成22年度まで

本貸付金の貸付方法は、県が借入希望者に対して直接資金を貸し付ける方式（以下「直貸方式」という。）と、金融機関等の融資機関が借入希望者に対して上記資金を貸し付ける際の資金を県が融資機関に貸し付ける方式（以下「転貸方式」という。）の2種類が法律上規定されていた。もともと千葉県においては、平成13年度までは直貸方式での貸付けを行っていたが、平成14年度以降、転貸方式のみが利用されるようになり、以後、直貸方式での貸付けはない（そのため未収金についても平成13年度以前に貸し付けたもののみとなっている。）。

Ⅱ 平成22年度以降

本制度は、平成22年の法改正により、農業改良資金融通法に基づく貸付制度へと変更され、貸付主体が株式会社日本政策金融公庫となったため、以後、県を

主体とする貸付制度は終了している。

④ その他関連事項

本貸付金に関して県は、昭和60年以降、貸付原資の一部を国からの借入力で賄ってきており、当該国からの借入金については、県は国に対して約定に基づき返済を行ってきた（平成10年に完済）。

他方、昭和60年以前に国から交付された補助金に関しては、平成22年の法改正により県の貸付事業が廃止となったため、県には上記補助金の一部を納付する義務が発生しており（旧法16条）、現在、県は滞納者からの貸付金の返済を受けると、その返済額の3分の2相当額を国へ納付している。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、農業改良資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、4652万6000円、3361万8831円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度ごとの貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、債務者数、平成26年度末までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。すなわち、元金、違約金いずれの未収金についても、県が主体となって貸付けをしていた平成13年度以前の契約に基づくもののみとなっている。この点は、上述したとおり、平成14年度以降はいわゆる直貸方式での貸付けが行われておらず、転貸方式での貸付けのみとなったため、それ以降、県としては金融機関等から約定どおりの返済が受けられてきており、未収金は発生してこなかったためである。

【未収金内訳一覧表】

【元金】(滞納が発生している年度に関するもの)

(金額の単位:円)

発生年度	貸付額	債務者数	H26年度末までの回収額	H27年度の回収額	未収金額	(主債務者の)主な延滞理由
平成4年度	24,312,000	1	20,184,000	80,000	4,048,000	業績悪化
平成5年度	20,305,000	2	6,904,000	90,000	13,311,000	業績悪化、本人の死亡
平成6年度	28,820,000	2	9,794,000	10,000	19,016,000	業績悪化、離農
平成7年度	13,000,000	1	5,510,000	240,000	7,250,000	自己破産
平成10年度	13,000,000	1	11,750,000	600,000	650,000	業績悪化
平成13年度	6,850,000	1	4,344,000	255,000	2,251,000	業績悪化
合計	106,287,000	8	58,486,000	1,275,000	46,526,000	

【違約金】(滞納が発生している年度に関するもの)

(金額の単位:円)

発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末までの回収額	H27年度の回収額	未収金額	(主債務者の)主な延滞理由
昭和61年度	6,451,130	1	0	0	6,451,130	本人の死亡
平成2年度	3,784,581	1	85,000	0	3,699,581	自己破産
平成4年度	2,751,763	2	75,000	0	2,676,763	業績悪化(2名)
平成5年度	3,889,001	2	10,000	0	3,879,001	業績悪化、自己破産
平成6年度	3,342,723	1	120,000	120,000	3,102,723	離農
平成7年度	1,999,880	1	0	0	1,999,880	自己破産
平成8年度※	3,035,175	2	90,000	0	2,945,175	業績悪化(2名)
平成10年度	1,521,918	1	0	0	1,521,918	業績悪化
平成11年度※	7,432,368	2	430,050	240,000	6,762,318	離農(2名)
平成13年度	580,342	1	0	0	580,342	業績悪化
合計	34,788,881	14	810,050	360,000	33,618,831	

※なお、同一債務者につき、平成8年度と11年度の貸付があったため、その者については平成11年度分として集計した。

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、営農を継続してはいるものの、経営に失敗して農業収入が少ない事例、離農してしまっている事例、自己破産してしまっている事例の他、死亡し相続が発生している事例が存在している。また、連帯保証人については、主債務者と同じく収入が少なく返済が困難となっている事例や、そもそも納付意識が薄い事例等が存在している。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、一次的には県内に10か所ある農業事務所において、貸付資格の認定事務等、未収金が発生している事務所においては、未収金の回収事務（担当者は各事務所1名で、いずれも他業務と兼務している。）が行われている。また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室においては、国への納付事務、実績報告、未収金の管理、各農業事務所に対してのヒアリングや助言等（担当者1名で、他業務と兼務している。）が行われている。

(2) マニュアルの有無

「農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」（平成23年4月改訂、以下「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。また、現在マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っており、マニュアル制定後の関係団体の組織変更等によってマニュアルの文言を読み替える必要が出た場合には、主務課から各農業事務所へその旨の説明文書を出して読み替えを周知させている等、制度変更に関しては債権管理担当者への適切な対応がなされていた。

(3) 簿冊の管理状況

平成27年度末現在、県内10か所ある農業事務所の内5か所で未収金が発生しており、それら未収金に関する簿冊は、一次的には当該農業事務所管理保管されている。そして、そのファイルの作成方法としては、農業事務所ごとに、年度ごとにファイルが作成されている場合（債務者が1名の場合）と、債務者ごとのファイルと年度ごとのファイルが2種類作成されている場合（債務者が複数の場合）とがある。

また、主務課においては、県全体の未収金の管理のために年度ごとに債権管理ファイルが作成されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等は概ね行われて

いる。もっとも、かかる調査結果につき、書式が統一されておらず、それゆえ十分な整理がされているとは言いがたい事例が見られた。また、特定の債務者、連帯保証人に関し、不動産所有が判明しているものの、その価値や回収可能性について検討を加えた結果が資料として見当たらなかった事例が見られた。

また、本貸付金の未収金の事例については、主債務者又は連帯保証人が死亡して相続が発生している事例が複数存在しているが、ほとんどの事例で相続人調査が適宜行われている。しかし、1件、本人死亡後5年後に新たな相続人が判明したという事例が見られた。

(3) 督促（催告）の有無及び方法

本貸付金の未収金については、主債務者及び連帯保証人に対し、臨戸、架電又は書面送付により、督促（催告）を行っている事例が多く見られた。もっとも、後述（5）のとおり、特定の連帯保証人に対しては督促（催告）がなされていない事例も存在した。

(4) 分割納付の状況

本貸付金の未収金は、全てにおいて延滞から長時間が経過しているため、返済がなされている事例においては、その全てが分割納付となっている。その中には、長期にわたって少額の返済しかなされておらず、完済の目処が立てられていない事例が複数見られた。具体的には、以下のような事例が存在していた。

(債務者Aの事例)

- ・借入年度：平成6年度
- ・借入金額：1982万円
- ・返済状況：

①第1回約定返済分（平成7年5月8日に396万4000円）

約定期日に全額返済

②第2回約定返済分（平成8年5月7日に396万4000円）

約定期日に全く支払われず、以後延滞。その後の返済は、平成11年11月4日に28万円、平成17年10月17日に6万円、平成20年10月3日に3万円、平成21年3月5日に2万円、平成22年3月3日に1万円、

平成28年2月17日に1万円であった（以上合計41万円）。

- ・未収金額（平成27年度末）：1544万6000円

(債務者Bの事例)

- ・借入年度：平成5年度

- ・借入金額：1382万円

- ・返済状況：

①第1回約定返済分（平成7年5月8日に230万5000円）

平成8年5月24日に全額返済

②第2回約定返済分（平成8年5月7日に230万3000円）

平成11年7月23日から平成22年10月18日までにかけて返済

③第3回約定返済分（平成9年5月6日に230万3000円）

平成22年10月18日から平成28年1月5日にかけて合計216万

2000円を返済。なお、最近の返済状況としては、平成26年11月に5万円、平成27年6月に5万円、平成28年1月に4万円となっている。

- ・未収金額（平成27年度末）：705万円

(5) 連帯保証人に対する履行の請求

連帯保証人への履行の請求を行っている事例は多く見られた。しかし、一部の事例については、主債務者が延滞しているにもかかわらず、連帯保証人に対しては債務の滞納状況についての通知書を送付するのみであり、明確な請求を行っていないものが見られた。また、元金が完済され、違約金のみが残っている事例に関し、主債務者から直近1年以内に違約金の返済が一部でもあったものについては、納付書を主債務者のみに送付するという運用をしている農業事務所があった（当該農業事務所での該当は2件）。

(6) 時効管理

消滅時効期間を経過している事例は認められなかった。

(7) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(8) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、本貸付金に関する未収金の一次的な管理は、出先機関である各農業事務所において行われていることから、農業事務所から取り寄せた債権管理簿を閲覧した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 連帯保証人への請求をしていない事例の存在

未収金が発生しているにもかかわらず、連帯保証人への請求を行っていない事例が見られた（第3の2項（5）記載の事例）。この点、連帯保証人に対しては、原則としていつでも返済を求めることができる以上、適切な時期に連帯保証人にも請求を行って納付を求めることにより、未収金の早期かつ適切な回収が可能となるものであり、法もそれを求めている（自治法施行令171条の2第1号）。そのため、主債務者について延滞がされている事例については、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである。仮に連帯保証人への請求を控えるべき特別な事情が存在する場合には、その旨の検討結果を簿冊に綴り整理しておくべきである。

第6 意見

1 財産調査、相続人調査及びそれらの記録化、整理の必要性

本貸付金の債務者（連帯保証人を含む。）の中には、居宅や農地等の不動産を所有している者がいた（第3の2項（2）記載の事例）。そのような事例においては、早急に当該不動産の調査を行って債務の回収可能性について検討をすべきであり、仮に回収可能性が認められる場合には、法的手続による回収を進めなくてはならない（自治法施行令171条の2第3号）。この点、閲覧した資料の範囲では、不動産の

存在が明らかとなっているものの、回収可能性についての検討を加えた形跡(記録)がうかがわれない事例が存在した。そのため、債務者及び連帯保証人の保有財産については、できる限り一覧にまとめて整理をし、かつ登記簿等の資料を合わせて記録に綴った上で、その財産からの回収可能性について検討を加え、その結果も記録化しておく必要がある。そして仮に検討の結果、回収可能性が認められる場合には、早急に回収に努める必要がある。

また、本貸付金の未収金の事例については、主債務者又は連帯保証人が死亡した事例が多く存在しており、県としてはその都度行った相続人調査及び相続人の財産調査については、適宜、主債務者又は連帯保証人の情報を更新して管理する必要がある。そして、相続人調査の結果や相続放棄の有無、相続人の財産調査の結果等については同じく整理して記録化しておく必要がある。

2 債務者に対する適切な時期における一時償還請求(期限の利益喪失)の未実施

農業改良資金の貸付に関する一時償還請求(つまりは期限の利益喪失)の規定は、旧法9条にあり、その2号によると、「償還金の支払を怠ったとき」には、いつでも貸付金の全部又は一部について一時償還請求ができるとされている。また、この規定に基づき、県と借入希望者と間で交わす借用証書にも同様の記載があるものの、いずれの規定も当該文言からは、いかなる場合に一時償還請求を行うのかが明確となっていない。

実際には、平成27年度末時点で元金が滞納となっている8件のうち、一時償還請求の手続が執られているのは1件のみであり、一時償還請求がされていない7件の中には、第3の2項(4)に挙げたような、相当長期にわたってほとんどといってよいほど返済がなされていない事例が複数存在した。

この点、一時償還請求は、債務者の分割弁済の利益(期限の利益)をその時点で失わせ、その段階で将来にわたって債務者が支払うべき全額についての請求をできるようにするためのものであり、法的手続を執る場合や、逆に債権放棄をする場合などにおいても、非常に重要な手続であるといえる。そのため、本貸付金についても、延滞が発生した事例について、適切な時期に一時償還請求を行うことが、法的にも、適切な債権管理という観点からも求められるものである。

そして、上記の事例のように、早期に延滞が発生しているもののその後(遅くと

も以後数年間)の返済状況からしても一向に延滞解消の目処が立てられていなかったような債務者に対しては、県としては遅くともその時点で一時償還請求を行い、その後の手続(法的手続への移行や債権放棄による不納欠損処分等)により適切に進められるような方策を執っておく必要があったといえる。

3 マニュアルに基づく債権管理書類の未整理

マニュアルによると、貸付金の返済を滞納している一定の債務者に関しては、債務者本人との面談による事情聴取及び資産確認及び現地調査の結果をもとに、担当事務所及び団体指導課等関係者によって「検討会議」を開き、今後の対応方針を決定するものとされている。

この会議は、各債務者についてその原因を分析検討し、今後の債権管理方針を決定させるものとされており、それゆえ県の未収金管理上非常に重要なものであるといえる。また、マニュアル制定以前に発生している未収金についても、制定以後はマニュアルに基づいて債権管理を行うものとされているため、現在発生している未収金の管理について、マニュアルに基づいて未収金管理を行っていることが分かるように書類を整理していく必要がある。

この点に関し、マニュアル制定以前に発生したいずれの未収金についても、「検討会議」という明確なものは行っておらず、事実上の打合せをもって各債務者への対応方針を決めて管理を行っている。この打合せは、「検討会議」の主旨に沿った内容であるが、債務者の債権管理においては担当者が将来にわたって変更される可能性がある上、債務者の財産状況や生活状況が変化した際には迅速に対応する必要があるため、現段階で、各債務者についてそれぞれマニュアルに基づくとどの段階に進んでおり、今後、どのような方針で管理を行っていくことになっているのか等、マニュアルに沿った内容で、かつ誰が見ても分かるような書類の作成、整理が望まれるところである。

4 不納欠損処分の未活用

本貸付金に関する未収金については、全て平成13年度以前の契約に基づいて発生したものであるが、上記「未収金内訳一覧表」からも分かるとおり、事実上返済がほとんどされていない、又は返済額が少額のため完済までに相当長期間を要する見込みの事例が多く存在していた。他方で、そのような事例においても、担当職員

は、本人らのもとへ来訪して面談をしたり、納付に関する書類を作成して渡したり、電話で返済を催促する等しており、また、回収を目指すとなると随時できる限りの財産調査を行うことも求められ、それらの業務の負担は決して軽いものではないといえ、そのかかるコストと回収の現実的可能性の程度を見極める必要がある。そのため、県による適切な債権管理という視点からすると、財産や資産調査の上で将来における回収可能性が低いと認められる事例については、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第2款 就農支援資金（貸付金の償還金）（債権番号41）

就農支援資金（違約金）（債権番号42）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下、本款において「法」という。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（以下、本款において「施行令」という。）、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（以下、本款において「施行規則」という。）、千葉県就農支援資金貸付金貸付等要領である。

なお、法については、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律102号）」が平成26年4月1日から施行されることに伴って廃止となっている（経過措置あり。）。以下の記述では、上記各法令については、廃止前かつ最終改正後のものに依拠することとした。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

就農支援資金は、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的として、新規就農者に対し新たに農業経営の開始に必要な施設の設置、機械の購入等にかかる資金を長期、無利子で融資を行う資金のことである（法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、(i) 就農研修資金（農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金）(ii) 就農準備資金（住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金）、(iii) 就農施設等資金（農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金）の3種類がある（法2条2項、施行令1条）。

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、法が規定する「青年」の場合は原則12年以内（据置期間は原則4年又は5年以内）、無利子であるが（法7条、施行令1条）、違約金については延滞金額に対して年12.25%の割合である（法10条）。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、①の（i）については内容によって月額5万円、月額15万円、200万円と分かれており（施行規則4条1項）、（ii）については200万円（施行規則4条2項）、（iii）につき法が規定する「青年」に該当する場合には3700万円、「青年」以外の者で農林水産省令に定める者に該当する場合には2700万円である（施行規則4条3項）。

III 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、借入希望者は担保を提供、又は連帯保証人を立てることとされている（施行規則5条）。もっとも、平成27年度末に未収金が発生している全ての事例について、連帯保証人が立てられており、担保が提供されている事例はない。

③ 貸付方法

本貸付金の貸付方法は、就農研修資金及び就農準備資金については青年農業者等育成センター（都道府県が指定した法人、千葉県においては平成18年までは千葉県農業開発公社、それ以降は千葉県水産振興公社、以下「センター」という。）が、また、就農施設等資金については融資機関がそれぞれ借入希望者に対して当該資金を貸し付けるに際し、県がセンター又は融資機関へその資金を貸し付ける、いわゆる転貸方式によるものである。そのため、県は、センター又は融資機関から返済を受けるシステムとなっている。

なお、就農研修資金及び就農準備資金は法改正により、平成25年度で貸付けを終了している。

④ その他関連事項

本制度は、新規就農者の定着を促進するため、平成25年12月の法改正により、貸付主体をセンター又は融資機関から、株式会社日本政策金融公庫又は融資機関と

する「青年等就農資金制度」へ移行している（平成26年4月1日から）が、経過措置により、就農支援資金の貸付け及び償還等の事務は、一定期間継続されることになっている（なお、千葉県においては、貸付けは平成32年4月まで生じ得る。）。

また、本貸付金に関しては、その原資の3分の2が国から県への貸付けによってなされている。そして、県の国に対する上記借入金については、国と県との間で取り決められた約定にて県から国へ分割弁済がなされており、それらについては平成47年度中に完済する予定となっている。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、就農支援資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、782万8500円、1万4472円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度ごとの貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、滞納件数及び債務者数、平成26年度までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。そして、現在、県が管理している未収金は全て、千葉県農業開発公社がセンターとして貸付主体となっていた平成18年度以前に、同公社が貸し付けた就農支援資金につき、その後、同公社が解散したことに伴って、同公社が有していた（未収金）債権を県が同公社に対して有していた貸付債権に対する代物弁済として譲り受けたことにより、県が債権者となったものである。本件制度は、上述のとおり、県が資金を借入希望者へ直接貸し付けるものではなく、県はセンター又は融資機関へ資金の原資を貸し付けるものであり、それゆえ県はセンター又は融資機関から貸付金の返済を受けることとなるため、今後新たな未収金が発生することはない。

【未収金内訳一覧表】

【元金】(滞納が発生している年度に関するもの) (金額の単位:円)

発生年度	貸付額	滞納件数 (債務者数)	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成11年度	3,800,000	※2 (1)	0	0	3,800,000	行方不明
平成15年度	2,000,000	1	335,000	0	1,665,000	自己破産
平成15年度	2,000,000	1	1,616,500	20,000	363,500	離農
平成16年度	2,000,000	1	0	0	2,000,000	所在不明(住民 票所在地(県 外)のみ判明)
合計	9,800,000	5 (4)	1,951,500	20,000	7,828,500	

※複数の資金の貸付を受けていた債務者につき、いずれも延滞となったものである。

【違約金】(滞納が発生している年度に関するもの) (金額の単位:円)

発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成15年度	14,472	1	0	0	14,472	離農
合計	14,472	1	0	0	14,472	

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、新規就農を目的として本貸付金を借り入れ営農を開始したものの、当初見込んでいた収入が得られない等の理由により、借入金の返済が困難となり、その結果、離農を余儀なくされたり、更に行方不明、自己破産してしまう事例が存在している。また、連帯保証人についても、自己破産していたり、所在不明の事例が存在している。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、県内に10か所ある農業事務所において、申請者の事業計画の作成に対する指導、助言等(各事務所1名で、他業務と兼務している。)を行い、また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室において、申請書の受理、貸付審査、貸付決定等(担当者1名で、他業務と兼務している。)及び収入未済の回収業務(担当者7名(全員))が行われている。

(2) マニュアルの有無

本貸付金に関する独自のマニュアルはないが、「農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」（平成23年4月改訂、以下「マニュアル」という。）を参考とし、同マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っている。

(3) 簿冊の管理状況

本貸付金の未収金は主務課で管理されており、そのため、それに関する簿冊は、主務課において債務者ごとのファイルと年度ごとのファイルの2種類で管理されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。なお、未収金が発生している事例の中には、連帯保証人の勤務先が判明しているものの、同人からの返済がされていない事例が存在した（この事例の主債務者は自己破産して免責されている。）。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等も行われている。また、主債務者が一時所在不明となっていたものの、調査の結果、住民票所在地が県外であるということまでが判明している事例も存在した（しかし、現時点で実際の居住実態までは明らかとなっていない。）。

なお、相続が発生している事例はない。

(3) 督促（催告）の有無及び方法

本貸付金の未収金については、主債務者及び連帯保証人に対し、臨戸や書面の投函等によって督促（催告）がなされている。もっとも、後述（5）のとおり、特定の連帯保証人に対して督促（催告）がされていない事例も存在した。

(4) 分割納付の状況

本貸付金の未収金のうち、1件を除いて少なくともここ数年返済がされていない。なお、返済がされている1件のここ数年の返済状況は以下のとおりである。

（債務者Aの事例）

貸付元金が200万円（平成15年度貸付）、平成27年度末時点の滞納元

金が36万3500円であるが、ここ数年の返済状況（平成28年12月末まで）としては、平成25年2月に5万5500円、平成27年3月に5000円、平成28年3月に2万円、同年4月に2万5000円、同年5月に2万円、同年7月に2万円、同年9月に2万円、同年12月に2万円である。

(5) 連帯保証人に対する履行の請求

主債務者からの返済が見込めないものについて、連帯保証人への履行の請求を行っている事例は存在したが、主債務者から一部返済がなされている事例については、連帯保証人への請求を行っていない（(4)の債務者Aの事例）。

(6) 時効管理

平成27年度に消滅時効期間が経過した事例が1件存在した。その事例は、主債務者及び連帯保証人の所在が不明となっているものである（なお、従前督促による時効中断措置は執られている。）。

(7) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(8) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、主務課において管理している債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 連帯保証人への請求や法的手続の検討がなされていない事例の存在

(1) 未収金が発生しているにもかかわらず、少なくともここ数年連帯保証人への請求

を行っていない事例が存在した（第3の2項（5）記載の事例）。たしかに、この事例においては、主債務者の返済状況や確認できている返済意思からすると、今後も少額ずつではあるが主債務者からの返済が見込める事例ではあるものの、完済が遅くなればそれだけ違約金が発生することとなるのであり、未収金の早期回収という観点からしても、連帯保証人への請求も同時に行って早期回収に努めるべきである（自治法施行令171条の2第1号）。

- (2) 連帯保証人の勤務先が判明しているものの、同人に対する法的手続が執られていない（執ることについて検討されている記録がない。）事例が存在した（第3の2項（1）記載の事例）。この点、主債務者からの返済がなされずに延滞となった場合には、連帯保証人に対しても請求をし、なお、返済がされない場合でかつ回収の見込みがある場合には原則として訴訟提起等の法的手続を行わなければならない（自治法施行令171条の2第1号、3号）。そのため、本事例においては、まず、法的手続による回収可能性及び法的手続を執るべきではない特別な事情の有無について早急に検討すべきである。

第6 意見

1 不納欠損処分未活用の未活用

本貸付金については、主債務者及び連帯保証人がともに所在不明となってしまった結果、消滅時効期間が経過した債権が存在した（第3の2項（6）記載の事例）。

もともと、本貸付債権は私債権であるため、時効期間経過によって債権が当然に消滅するわけではない（債務者からの時効の援用が必要、民法145条）。しかし、債務者からの回収可能性が低い債権につき、時効の援用がないからといって長期にわたって管理を行っていくことは、経済性の観点からも望ましいとはいえない。そこで、時効期間が経過し、かつできる限りの財産調査や所在調査等を行ってもなお回収可能性が認められないと判断されるものについては、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第3款 林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）（債権番号43）

林業・木材産業改善資金（違約金）（債権番号44）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、林業・木材産業改善資金助成法（以下本款においては「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（以下本款においては「施行令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（以下本款においては「施行規則」という。）、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下本款においては「県規則」という。）、千葉県林業・木材産業改善資金取扱要領である。

2 法的性質

本貸付金及び違約金は、いずれも借入希望者との契約に基づいて発生するものであり、私債権である。

3 債権の内容

(1) 制度趣旨

林業・木材産業改善資金は、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善、又は林業労働災害の防止や林業従事者の確保のため、林業部門や木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設や林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を長期、無利子で融資を行う資金のことである（法1条）。

(2) 制度の概要

① 貸付資金の種類

貸付資金の種類としては、林業・木材産業経営の改善に必要な、以下に掲げるものがある（法2条1項）。

(i) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(ii) 造林に必要な資金

(iii) 立木の取得に必要な資金

(iv) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

② 貸付条件

I 償還期間及び利率

本貸付金の償還期間は、原則10年以内（据置期間は原則3年以内）（法5条、施行令4条、県規則4条3項、4項）、無利子であるが（法5条1項）、違約金は延滞金額に対して年12.25%の割合である（法11条）。

II 貸付限度額

本貸付金の貸付限度額は、個人は原則1500万円、会社は原則3000万円、会社以外の団体は原則5000万円である（法4条、施行規則1条）。

III 連帯保証人等の有無

本貸付金の貸付けに際しては、県が借入希望者に対して直接資金を貸し付ける方式（以下「直貸方式」という。）の場合、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに担保を提供しなければならない（法6条、施行令5条、県規則6条4項）。もっとも、平成27年度末現在で未収金が発生している全ての事例については、連帯保証人が立てられており、担保が提供されている事例はない。

③ 貸付方法

本貸付金の貸付方法は、直貸方式と、金融機関等の融資機関が借入希望者に対して上記資金を貸し付ける際の資金を県が融資機関に貸し付ける方式（以下「転貸方式」という。）の2種類が法律上規定されている（法3条1項、2項）。もっとも千葉県においては、これまで、転貸方式による貸付実績はない。

④ その他関連事項

県が上記貸付けを行う際の原資の一部は、国からの補助金で賄われている（法3条1項、2項）。

(3) 本貸付金の貸付手続の流れ（以下は直貸方式の手続）

① 借入希望者は林業・木材産業改善措置に関する計画を作成して県知事に貸付申請書とともに提出し、貸付資格の認定を申請する（法7条1項、県規則5条1項、同6条1項）。

② 県知事は、申請に係る林業・木材産業改善資金をもって改善措置を実施することにより、経営改善等を図る見込みがあると認められる場合は認定を行う（法8条、県規則5条3項）。

③ 県知事は、認定をしたとき、又は認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を

認定申請者に通知する（県規則5条4項）。

- ④ 県知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、内容を審査した上、貸付けをどうかを決定し、その旨を借入申込者に通知する（県規則6条2項）。
- ⑤ 借入申込者は、貸付けの決定の通知を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書を県知事に提出する（県規則6条3項）。また、借入申込者は、連帯保証人を立て、又は連帯保証人を立てるとともに担保を提供する（県規則6条4項）。
- ⑥ 貸付けを受けた者は、貸付けに係る事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書を県知事に提出する（県規則9条1項）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在、林業・木材産業改善資金貸付金の元金及び違約金の未収金額はそれぞれ、4144万8000円、173万8964円である。

また、平成27年度に未収金が発生している契約に関する発生年度毎の貸付金額（違約金については調定済みの違約金額）、滞納件数及び債務者数、平成26年度までの回収額、平成27年度に回収した金額、未収金額、及び主債務者に関する延滞の主な理由の内訳は、次の「未収金内訳一覧表」記載のとおりである。すなわち、平成27年度末現在、未収金が発生しているのは、平成16年度以前に貸し付けられた債権に関するもののみである（実債務者は2名）。また、延滞が一旦は生じたものの、平成27年末現在延滞が解消されている、最も直近の事例としては、平成16年度に貸付けをした債務者について、平成19年度に一度延滞となったものの、その後平成23年度までに元金、違約金全てが完済され、延滞が解消されたという事例がある。

【未収金内訳一覧表】

発生年度	貸付額	滞納件数 (債務者数)	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成8年度(※)	3,500,000	1	3,500,000	0	0	天災による業 績悪化
平成10年度	1,350,000	1	636,000	0	714,000	
平成11年度	2,200,000	1	96,000	0	2,104,000	
平成16年度	40,000,000	1	1,330,000	40,000	38,630,000	経営破綻
合計	47,050,000	4 (2)	5,562,000	40,000	41,448,000	

※平成8年度、10年度及び11年度の貸付は同一人に対するものであるため、便宜上載せた。

発生年度	違約金額 (調定済みのもの)	債務者数	H26年度末まで の回収額	H27年度の 回収額	未収金額	(主債務者の) 主な延滞理由
平成8年度	1,738,964	1	0	0	1,738,964	天災による業 績悪化
合計	1,738,964	1	0	0	1,738,964	

2 未収金が発生している主な原因

平成27年度に未収金が発生している債権の主債務者については、林業経営の改善等を試みるものの、業績悪化により借入金の返済が困難となっており、連帯保証人においても、返済時点で資力に乏しくなっている者、自己破産をしてしまっている者がいる。

第3 債権管理の実態

1 管理体制 (平成27年7月1日現在)

(1) 組織、担当者の人数等

本貸付金の管理については、一次的には県内に3カ所ある林業事務所において行われている。具体的には、各事務所の担当者(1名ずつで、他業務と兼務している)により、貸付資格の認定事務、貸付金、償還金に係る事務委託料の支払等、未収金の回収事務が行われている。また、主務課である農林水産部団体指導課経営支援室においては、担当者(1名で、他業務と兼務している)が、国への補助金交付申請、実績報告、未収金の管理、各林業事務所に対してのヒアリングや助言等を行っている。

(2) マニュアルの有無

「林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル」（平成25年3月制定、以下「マニュアル」という。）が作成されており、延滞発生直後の対応方法から、その後の法的手続や不納欠損処分に関する事項までが詳細に記載されている。なお、現在は、マニュアルに基づいて債権管理、回収を行っている。

(3) 簿冊の管理状況

平成27年度末現在、県内3カ所ある林業事務所の内2カ所で未収金が発生しており、それら未収金に関する簿冊は、一次的には各林業事務所で管理保管されている（各林業事務所に債務者は1名なので、年度ごとに分けて綴られている）。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

債務名義を取得した上で差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査等の有無

債務者及び連帯保証人に対する財産調査に関して、私債権であるため限界はあるものの、所有不動産の調査や当事者からの収入状況の聞き取り調査等が行われている。また、当事者に相続が発生している事例においては、相続人調査も行われている。

(3) 未収金の納付の状況について（連帯保証人への請求の状況を含む。）

本貸付金の未収金については、以下のような事例が見られた。

（債務者Aの事例）

平成8年に始めの貸付けを受けたが、その後の天災により業績が悪化していき、平成13年度から延滞となった。その後、県担当者は、分割での返済を求め、都度債務者と協議の上で返済後金額を決定していったものの、債務者はその新たな約定に基づいての計画的な返済もすることができず、支払期限の延期や返済金額の減額を求めることが多くあった。その後債務者からは、少額の支払がなされてきたが、その返済額は、平成19年頃には月3000円程度であった。

なお、県担当者は、主債務者の延滞以降、平成25年まで連帯保証人に対する直接の接触や請求はしてこなかったが、平成25年に連帯保証人に主債務者の延滞の状況を知らせたところ、同人は、自身が連帯保証人となっている貸付金の元金全額を返済した。しかし、同人は、県からの上記連絡が遅かったために違約金の金額が高額になってしまったことに不満を持ち、違約金については現在まで納付に応じて

いない状況である。

(4) 過去の不納欠損処分の有無

過去に不納欠損処分をした事例は認められなかった。

(5) 違約金の調定方法について

違約金については、ある年度分の滞納元金を完済した時点で、その当該年度に関する違約金の調定を行っている。そのため、上記表に記載のある違約金は、あくまでも既に調定された金額に過ぎず、実際に発生している違約金の金額は上記表記載の金額よりも多額となっている。

第4 監査の手法

主務課である農林水産部団体指導課からヒアリングを行い、回答を受けた。また、主務課において管理している債権管理簿を閲覧調査した。また、本貸付金の一次的な管理は出先機関である各林業事務所において行われていることから、必要に応じて主務課に対する照会を行い、各林業事務所が管理している関係資料の提供を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

1 適切な時期に連帯保証人へ請求をしてこなかった事例の存在

第3の2項(3)記載の債務者Aの事例では、当時の県の担当者が、主債務者が平成13年度に延滞を発生させた後も平成25年度になるまで連帯保証人と直接の接触を行っていなかった。

主務課は、その理由につき、①平成24年度までは主債務者から少額ながらも返済があり、②経営指導や分割納付により債権回収の見込みがあったためであると回答している。

この点、連帯保証人に対しては、単純な保証人とは異なり、原則としていつでも請求を行うことが可能である（主債務者と連帯保証人双方に対して請求をすることも問題はない。）。そのため、適切な債権回収の観点からすると、遅くとも主債務者

からの当初の約定返済が滞り、その後も返済が約束どおりなされず、回収困難（完済までに相当長期を要する見通しである場合も含む。）と認められる時点においては、速やかに連帯保証人への請求を行って債権回収を試みる必要がある（自治法施行令171条の2第1号）。本件においては、平成13年度以降主債務者からの返済が毎年数万円程度と少額となり、また、主債務者のその後の資力回復（すなわち毎回の返済金額増額）の目処も具体的に立っていたとは認められないにもかかわらず、その後10年以上の長期にわたって、連帯保証人に対して直接の接触を図るなどして請求をしてこなかったものであり、過去における未収金管理が適法に行われていたとは言いがたい状況であったといえる。

2 マニュアルに基づく債権管理書類の未整理（※農業改良資金と同様の内容）

マニュアルによると、貸付金の返済を滞納している一定の債務者に関しては、債務者本人との面談による事情聴取及び資産確認及び現地調査の結果をもとに、担当事務所及び団体指導課等関係者によって「検討会議」を開き、今後の対応方針を決定するものとされている。

この会議は、各債務者についてその原因を分析検討し、今後の債権管理方針を決定させるものとされており、それゆえ県の未収金管理上非常に重要なものであるといえる。また、マニュアル制定以前に発生している未収金についても、制定以後はマニュアルに基づいて債権管理を行うものとされているため、現在発生している未収金について、マニュアルに基づいて債権管理を行っていることが分かるよう書類についても整理していく必要がある。

この点に関し、マニュアル制定前に発生したいずれの未収金についても、「検討会議」という明確なものを行っておらず、事実上の打合せをもって各債務者への対応方針を決めている。この打合せは、「検討会議」の主旨に沿った内容であるが、債務者の債権管理においては担当者が将来にわたって変更される可能性がある上、債務者の財産状況や生活状況が変わった際には迅速に対応する必要があるため、現段階で、各債務者についてそれぞれマニュアルに基づくとどの段階に進んでおり、今後どのような方針で管理を行っていくことになっているのか等、マニュアルに沿った内容で、かつ誰が見ても分かるような書類の作成、整理が望まれるところである。

3 不納欠損処分の未活用

本貸付金の未収金に関して、現状少額の返済しか行われておらず、完済まで目処が立っていない（又は相当長期間を要する）と思われる事例が存在した。そして、県による適切な未収金管理という視点からすると、財産調査を行った上で、未収金の管理回収にかかるコストに対して将来における回収可能性が低いと認められる事例についてまで、漫然と未収金の管理回収を試み続けることは相当ではなく、そのような事例においては、債権放棄による不納欠損処分を積極的に検討する必要がある。

第2章 漁港課

第1節 漁港管理班

第1款 漁港施設使用料（債権番号52）

漁港施設使用料延滞金（債権番号53）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、漁港漁場整備法（以下本款においては「整備法」という。）、海岸法、千葉県漁港管理条例（以下本款においては「管理条例」という。）、使用料及び手数料条例、自治法、地方税法、国税徴収法である。

2 法的性質

使用料等の未収金の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることされており、法的性質は強制徴収公債権である（自治法231条の3第3項、自治法附則6条4項、海岸法35条3項）。

3 債権の内容

整備法及び管理条例は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港施設を利用しようとする者に対し、その旨を漁港管理者（県知事）に届け出ることを求め、その利用の対価を徴収することを認めている（整備法35条、管理条例10条（使用の届出））。漁港施設使用料は、これらの規定に基づき、漁港施設等の使用者からその使用等の対価を徴収する債権である。

なお、上記使用料には、漁港施設占用料（工作物の設置等による占用料）、公示施設（漁船以外の船舶（例えばプレジャーボート）を停けい泊したり、陸置きしたりする際に利用される、県知事の公示により指定する施設）使用料、海岸保全区域内における占用料や土砂採取料等も含まれている（以下同じ）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額及び件数

監査対象年度である平成27年度末現在、漁港施設使用料及びその延滞金の未収金額は、それぞれ37万8350円（5件（債務者4名））、10万6000円（5件（債務者4名））である。

2 未収金の推移

平成20年度から27年度までの年度ごとの未収金の状況は次表記載のとおりである。なお、同一債務者について複数年度にまたがって未収となっている事例及び債務の根拠となる法律や条例が異なる事例が存在するため、未収件数と債務者実数が異なっている。

【漁港施設使用料】

(金額の単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	126,783,058	128,032,984	108,666,639	111,653,499	114,441,585
収入済額	118,309,886	120,381,612	108,310,379	111,348,469	114,180,555
不納欠損額	0	7,408,072	0	0	0
未収金額	8,473,172	243,000	356,260	305,030	261,030
未済件数(債務者実数(件))	7(4)	3(3)	5(4)	5(4)	5(4)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	109,268,659	112,433,748	108,078,516
収入済額	108,963,829	111,093,134	106,916,097
不納欠損額	58,400	58,400	784,069
未収金額	246,430	1,282,214	378,350
未済件数(債務者実数(件))	5(4)	5(4)	5(4)

【漁港施設使用料延滞金】

(金額の単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
調定額	0	0	422,400	457,700	415,000
収入済額	0	0	422,400	424,700	400,700
不納欠損額	0	0	0	0	0
未収金額	0	0	0	33,000	14,300
未済件数(債務者実数(件))	0	0	0	3(3)	1(1)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	388,700	170,900	232,900
収入済額	374,400	147,100	126,900
不納欠損額	0	0	0
未収金額	14,300	23,800	106,000
未済件数(債務者実数(件))	1(1)	3(3)	5(4)

3 未収金が発生する主な原因

本件使用料等につき、未収金が発生する主たる理由としては、個人債務者については生活困窮や納付意識の希薄、法人債務者については経営悪化であり、過去には法人が破産した事例もあった。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数

本債権の管理体制としては、県内2か所にある各漁港事務所（担当者は各事務所1名）において、使用占用許可及び使用占用料の調定、納入書・督促状の発送、滞納者への督促（臨戸・電話・文書）、滞納者の財産調査、滞納処分執行停止処理、不納欠損処理業務等を行っている。そして主務課である農林水産部水産局漁港課漁港管理班（担当者は1名）においては、各漁港事務所で一次的に対応している未収金の全体管理や、分納申請への許可、未収金についての各課（他部署）からの照会への回答業務等を行っている。

(2) マニュアルの有無

「債権管理適正化の手引」（平成20年11月作成、行政改革推進課所管）を参考に事務を行っている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

差押えを実施している事例は認められなかった。

(2) 財産調査の有無

適宜行われている（預金調査や債務者の納税状況に関する調査等）。

(3) 徴収猶予、滞納処分執行停止の有無

平成27年度において滞納処分執行停止がされている事例は3件（債務者2名）である。また徴収猶予がされている事例は認められなかった。

(4) 督促（催告）の状況

未収金が発生している事例については毎年度、複数回にわたって電話、文書、臨戸等によって督促（催告）が行われている。

(5) 分割納付の状況

平成27年度における分割納付申請及び許可件数は5件である。

(6) 過去の不納欠損処理の内容

平成20年度から平成27年度における不納欠損処分の理由は、時効期間の経過による債権消滅（自治法236条1項2項）（平成25、26年度の事例）、債務者

(法人) の破産手続終了による債権消滅(平成21、27年度の事例)である。

(7) 平成28年度における不納欠損処分処理及び未収金の回収状況(参考)

平成27年度までの未収金の状況は上記表のとおりであるが、平成28年7月末時点において、同一の債務者に関する漁港施設使用料2件、及び延滞金1件が新たに不納欠損処分とされた(滞納処分の執行停止後3年の経過による債権消滅(地方税法15条の7第4項)。また、漁港施設使用料延滞金に関する未収金のうち3件については完納されている。

第4 監査の手法

主務課である漁港課からヒアリングを行い、債権管理簿を閲覧したほか、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第2款 行政代執行費用（債権番号54）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、行政代執行法(以下本款においては「代執行法」という。)、国税徴収法、千葉県行政手続条例、千葉県漁港管理条例、自治法、千葉県財務規則である。

2 法的性質

行政代執行費用の徴収については、国税滞納処分の例により徴収できるとされており（代執行法6条1項）、法的性質は強制徴収公債権である。

3 債権の内容

本債権は、県が管理している漁港の中で従前某法人（以下「義務者」という。）が占有許可を受けて使用していた建築物が老朽化し、倒壊等の危険があったため、県が代執行法に基づき建物の撤去及び更地化を行い、原状回復を行ったことにより発生した代執行費用の義務者からの徴収に関するものである（代執行法2条参照）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

監査対象年度である平成27年度末現在の未収金額は、8620万2360円である。

2 債権の発生までの経緯

県による行政代執行がなされるまでの経過は、以下のとおりである。

昭和62年9月24日	義務者につき、土地の占有許可を開始。
平成6年3月31日	義務者が長期間にわたり事業を休止したため占有許可を打ち切る（以後、不法占有状態となる。）。
平成7年2月28日	義務者に対し建物撤去勧告（漁港管理者による行政指導）を行う（行政手続条例2条6号）。
平成8年6月6日	義務者が資本金不足によりみなし解散となる。
平成9年～25年頃	義務者（の代表取締役（当時））に対して15回以上建物撤去勧告通知を送付ないし手渡しをし、時には面談の

	上で撤去を求めるとも同人はこれを拒否。その他県としては、この間に、建物入り口に危険防止のためのロープ張りや義務者から調査のための建物内立ち入り承諾文書を取得したりしている。
平成26年2月12日	弁明の機会の付与（千葉県行政手続条例13条1項2号）をするも義務者の意見はなし。
平成26年3月13日	原状回復命令書を発出（千葉県漁港管理条例19条1項）。
平成26年5月14日	戒告の通知（代執行法3条1項）。
平成26年7月15日	代執行令書を発出（代執行法3条2項）。
平成26年7月24日～ 同年12月15日	行政代執行（解体）の実施～終了。
平成26年12月22日	完了検査終了。

第3 債権管理の実態

1 管理体制

主務課は、漁港課であり、漁港管理班が担当している。

2 管理の実態

本件未収金発生後の管理の状況は以下のとおりである。

- (1) 県は、平成27年2月27日に、義務者に対して納入の督促（自治法231条の3、千葉県財務規則44条、45条参照）を行った。
- (2) その後義務者から納入がなされなかったため、滞納処分としての財産調査（国税徴収法141条以下参照）を開始した。その結果は概ね以下のとおりである。
 - ① 義務者の所在地周辺の金融機関20か所に対して財産調査を実施するも、預金が残っている口座の発見には至らず。
 - ② 税務署2か所へ確定申告書の閲覧調査をするも存在なし。
- (3) 上記財産調査の結果、差押えをする財産の発見には至らなかったため、平成28年3月15日付で、滞納処分の執行停止通知書を発出した（国税徴収法153条参照）。

第4 監査の手法

主務課である漁港課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。また、主務課において管理している簿冊を取り寄せ、これを閲覧調査した。さらに、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

指摘事項はない。

第6 意見

意見はない。

第5編 県土整備部

第1章 河川環境課

第1節 河川海岸管理室

第1款 河川水面使用料（債権番号67）、河川水面使用料等に係る延滞金（債権番号69）のうち河川水面使用料に係る延滞金

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、河川法、河川法施行令、使用料及び手数料条例、地方税法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

河川水面使用料及び河川水面使用料に係る延滞金は、いずれも使用料及び延滞金の納付を命じる行政処分によって発生するものであり、地方税の滞納処分の例によって滞納処分ができる強制徴収公債権である（河川法74条3項）。

3 債権の内容

河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者（一級河川においては原則として国土交通大臣、二級河川においては原則として都道府県知事）の許可を受けなければならない（河川法24条）。都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について土地の占有許可等を受けた者から土地占用料等（県の呼称では「河川水面使用料」）を徴収することができることとされ（河川法32条1項）、当該使用料は都道府県の収入とされている（河川法32条3項）。占有許可を受けた者が、定められた納期限までに納付しなかった場合には未収金が発生する。河川水面使用料の金額は使用料及び手数料条例によって定められている（使用料及び手数料条例3条、別表第一）。また、納期限までに河川水面使用料の納付がないときは納期限を定めて督促をすることとされ（河川法74条1項）、督促後は延滞金を徴収することができることとされている（河川法74条5項）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

(1) 河川水面使用料

平成27年度末における滞納者は21名（平成27年度中に時効により不納欠損処理がされた債務者1名を除く。以下同じ。）で、滞納額合計は271万3733円である。

(2) 河川水面使用料に係る延滞金

平成27年度末時点における滞納者数は1名、滞納額合計は23万8900円である。なお、河川水面使用料の滞納者が21名であるのに対し延滞金の滞納者が1名であるのは、河川水面使用料の滞納が発生した場合、1年度ごとの河川水面使用料が完納された段階で当該年度の河川水面使用料に係る延滞金を調定するという運用となっているためである。

2 未収金の推移等

河川水面使用料の平成20年度以降の年度のごとの調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。概ね99%前後の納入率が維持されており、調定額に対する未収金の発生率はわずかであるものの、未収額と未済率はわずかながら増加傾向にある。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	268,548,134	243,330,904	242,853,163	232,018,307	240,631,777	240,618,934	257,154,014	243,956,771
収入済額	267,386,984	242,349,424	241,508,888	230,380,707	238,716,794	238,338,161	254,342,779	241,228,338
不納欠損							210	14,700
未収額	1,161,150	981,480	1,344,275	1,637,600	1,914,983	2,280,773	2,811,025	2,713,733

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

法令上は河川水面使用料及びその延滞金の徴収の権限等は県知事にあるとされているが、各土木事務所の長が県知事から権限の委任を受けており、各土木事務所の職員が徴収事務や債権の管理を担当している。各土木事務所に本債権の債権管理を担当する職員が1名ないし2名配置されているが、いずれの職員も他の事務と兼任しており、債権管理を専門的に行っている職員はいない。

(2) マニュアルの有無

県が海の家の一環として河川環境課が当該行政代

執行費用の回収率の向上を目的として、「行政代執行に係る費用徴収の手引」「未収金回収対策マニュアル」「動産等差押実施マニュアル」の3つのマニュアルを作成しており、河川水面使用料を含む河川環境課所管の債権の管理・回収に当たってはこれらのマニュアルが利用されている。「未収金回収対策マニュアル」には、債権管理ファイルの作成方法から財産調査、財産の差押え及び換価手続、時効管理の概略等が記載されているほか、財産調査や強制徴収手続に係る書式も掲載されているなど、強制徴収公債権の管理及び回収に当たり有用である。また、「動産等差押実施マニュアル」には、動産差押えの実施方法につきフロー図などを交えて分かりやすく、具体的に記載されており、差押手続において使用する書式も添付されており、実践的なものとなっている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

河川水面使用料及びその延滞金については、地方税の例により強制徴収を行うことができることされており、前記マニュアルの滞納整理フローチャートにも、財産調査の結果、財産がある場合には差押手続を執るべき旨が記載されている。しかしながら、県が確認できる限りでは過去に強制徴収が実施された例はないとのことであり、この点でマニュアルと管理の実態がかい離している。

(2) 財産調査の実施状況等

前記「未収金回収対策マニュアル」の滞納整理フローチャートには、督促後も不履行となっている場合や納付約束後に不履行が生じた場合には、財産調査を実施すること、財産調査の結果、財産がある場合は差押手続を行うべきことなどが記載されているが、債権管理の実態は同フローチャートの内容とかがい離してしまっている。

平成27年度中に滞納のあった債務者21名のうち、財産調査が実施されているのは4名のみである。財産調査が行われた4名についても、いずれの債務者についても不動産登記事項の調査は行われているものの、金融機関に対する預貯金等の照会が行われていない。債務者の居住自治体の税務課に対し債務者の所得照会が行われているのは1件のみである（なお、当該債務者に関する照会については、守秘義務を理由に回答を拒否されている。）。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止が行われている事例はない。

滞納者のうちの1名は、平成16年度から滞納が始まった長期滞納者であるが、平成27年度末時点において、平成18年度から平成25年度までの河川水面使用料合計97万6548円（平成27年度末時点）が未納となっており、分納により完納した平成16年度及び平成17年度の河川水面使用料の延滞金合計23万8900円が未納となっている。当該債務者は、河川区域を占用してかきがら製品の加工場を設置し、かきがら製品を製造していた者であるが、事業不振により経済的に困窮し、河川水面使用料を滞納するようになったようである。当該債務者に対しては、不動産の調査が行われているが、債務者名義の土地には抵当権が設定され、債務者名義の建物には仮処分登記がなされているなど、いずれの不動産も換価は困難と認められた。債務者の居住自治体の税務課に対し、所得の照会が行われているものの、守秘義務を理由に開示を拒否されている。預貯金調査については行っていないが、仮に少額の預貯金が確認されたとしても、それを差し押さえてしまうと債務者の生活ができなくなってしまうからとのことである。当該債務者に対しては、職員が自宅を訪問し、1000円から1万円程度の金額を徴収するという管理を長期間にわたって継続しており、平成27年度中には、職員が合計24回訪問し、合計3万5000円を徴収している。前記の「未収金回収対策マニュアル」の滞納整理フローチャートでは、財産調査の結果、財産がない場合や生活困窮の場合には滞納処分の執行停止を行うべきことが記載されている。上記のような生活困窮から長期にわたって滞納していると思われる債務者に対しても、滞納処分の執行停止の措置は執られておらず、この点でもマニュアルと実際の運用にかい離が生じている。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

河川水面使用料及びその延滞金が納期限を経過しても納入されない場合、土木事務所から債務者に対し納期限を定めた督促状を送付している。督促後も納付されないときは、文書及び電話による催告を繰り返し、納付を促す措置が執られている。また、必要に応じて土木事務所の職員が債務者宅に臨戸し、債務者に納付を促したり、債務者の状況を確認したり、場合によっては債務者から直接使用料を受領するなどの措置もとられている。これらの債権管理にかかる職員の措置は、マニュアルに定められた書式にしたがって時系列で記録され、債権管理用の簿冊に編綴されて

いる。

(5) 分割納付の実施状況

一括での納入が困難である一部の滞納者については事実上の分納が行われている。不相当に長期間にわたる納付誓約をさせている事例は見られなかった。ただし、前記の(3)で触れた債務者については、分納誓約どおりの弁済ができず、滞納の発生から10年以上にわたって分割納付を継続させている。

(6) 延滞金の調定

河川水面使用料の延滞が発生した場合、発生年度の使用料が全額納付された段階で、当該河川水面使用料に係る納期限から納付日までの延滞金の額を計算し、延滞金を調定する運用となっている。そのため、河川水面使用料の滞納者に対しては、1年度ごとの使用料本体を完納した段階で、新たに延滞金が調定されることとなり、特に、長期の滞納者については、使用料本体の納付が終わった後に、高額な延滞金が新たに調定されることとなる。

(7) 消滅時効の管理

全ての債権管理簿冊の冒頭部分に滞納整理票が綴られている。滞納整理票には、納入通知書の発効日とそれによって指定された納期限、督促状の発効日とそれによって指定された納期限、納付誓約書が提出された年月日、分割納付があった年月日等を記載する欄があるため、当該欄の記載を参照することにより、時効期間の把握が可能である。滞納者に対しては、職員から滞納者に対し、納付誓約書を提出するよう求め、時効中断の措置をとっている。

しかしながら、債務者に納付誓約書を提出させたものの、その後時効中断措置を執ることなく、時効消滅させてしまっているケースが1件見られた。また、消滅時効期間を経過しているにもかかわらず、これを看過したまま使用料の一部(5000円)を納付させ、残部(5400円)につき納付誓約書を提出させているケースが1件見られた。ただし、納付誓約書が提出された5400円分については納付されていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権

の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成している債権管理簿を閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 消滅時効により消滅した債権の徴収

河川水面使用料は公債権であるため、5年間行使しないときは時効により消滅する（自治法236条1項）。また、消滅時効期間を経過した時点で債務者による時効の援用なくして消滅し、債務者が時効の利益を放棄することもできない（自治法236条2項）。ところが、消滅時効期間が経過して債権が消滅しているにもかかわらず、消滅したはずの河川水面使用料の一部を徴収し、残りの債務について債務者から納付誓約書を提出させている事例が1件見られた。当該債権は、香取土木事務所が所管する平成16年度の河川水面使用料である。債務者は、平成16年度と平成17年度の河川水面使用料各1万400円を滞納している状態であったが、そのうち平成16年度の河川水面使用料について、納入通知書で通知された当該債権の納期限は平成16年5月6日であった。納期限までに納付がなかったため、同年6月1日に督促状が発付されている。債務者の居住地は千葉県内であるため、遅くとも督促状の発送日の翌々日（平成16年6月3日）には債務者に到達したものと考えられる。納入通知後の最初の督促状には時効中断効があるため、平成16年6月3日に督促状が債務者に到達したとすると、当該日の翌日から時効が起算されることになり、当該日の翌日から5年後の平成21年6月4日の到来をもって、当該債権は時効により消滅したことになる。しかしながら、上記の消滅時効完成時よりも後である平成22年2月24日に当該債権のうち5000円の一部納付を受け、同年3月1日に債務者から残りの5400円についての納付誓約書の提出を受けている。この点は、時効消滅した債権につき、一部の納付を受け、納付誓約書を提出させているものであって、不適法である。当該過誤納付金については、既に還付金債権の消滅時効期間（5年）を経過しているため、債務者への返還の必要はないが、過年度分の使用料を徴収する際は、時効消滅した債権を徴収してしまわないように、消滅時効の起算点の確認を徹底すべきである。

2 時効中断措置の不実施

上記1で指摘した債務者は、平成16年度と平成17年度の河川水面使用料各1万4000円のうち、それぞれ5000円を平成22年2月24日に一部納付した後、平成22年3月1日に両年度の河川水面使用料の残り各5000円について納付誓約書を提出している。当該納付誓約書の提出が債務の承認にあたるため、納付誓約書の提出時点で時効消滅していなかった平成17年度の河川水面使用料の残り5400円については、納付誓約書の提出時から新たに時効期間が進行することになる。当該債務者からはその後納付がされないまま5年間の時効期間が経過してしまっている。当該債務者については、特に徴収が困難と認められる事情がないにもかかわらず、債務者から新たに納付誓約書の提出を受けることも、強制徴収手続を執ることもなく、債権を時効消滅させてしまっていることから、適切な時効管理が行われているとは言い難い。今後、特に徴収困難な事情がある場合を除き、債権を時効消滅させてしまうことがないように時効管理の事務を適切に行うよう改める必要がある。

3 財産調査が不十分

前記のとおり、平成27年度中の滞納者21名のうち、平成27年度末までに財産調査が行われているのは4名に対してのみであり、滞納処分は1件も行われていない。河川水面使用料は、地方税の滞納処分の例によって滞納処分ができることとされているのであるから（河川法74条3項）、特別に強制徴収の権限を付与した河川法の趣旨からすれば、債権の回収のためにその権限を適切に行使する必要がある。滞納が生じて相当期間が経過しているにもかかわらず、強制徴収を前提とした財産調査を行っていない状態は債権管理の方法として適切とは言い難い。そのため、滞納発生後、督促を行ってもなお納付がなされない場合は、原則として、速やかに財産調査を実施すべきである。

4 差押えの不実施

上記の財産調査が不十分であることの延長といえるが、河川水面使用料の滞納者数が21名にのぼるにもかかわらず、債務者の財産に対する差押えがされている例は皆無であった。分納誓約にしたがって分納を継続している等、滞納処分を実施することが不適切と思われるケースを除き、原則として財産調査を実施し、滞納処分

が可能な財産があれば、差押えの手続を執るべきである。

5 滞納処分の執行停止の不実施

本債権は、地方税の滞納処分の例によって徴収することができる債権であるところ、地方税法15条の7第1項1号ないし3号に規定する事由が存在する場合は、滞納処分の執行を停止することができる。同項が定める事由は、「滞納処分をすることができる財産がないとき」(1号)、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」(2号)、「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」(3号)である。

前記第3・2(3)に記述した長期滞納の債務者は、換価可能と思われる財産を所有しておらず、億単位の負債を抱え、固定資産税も滞納しているらしいこと、事業も赤字で年金収入によって生活しているらしいこと、現に自宅の電気料金を滞納して送電を停止されそうになっていることなどから、生活に困窮しているものと推測され、地方税法15条の7第1項2号の「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に該当する蓋然性が高い。生活困窮により徴収困難と思われる債務者について、滞納処分の執行停止を行わず、長期間にわたる徴収を継続することは非効率的であるし、徴収に当たる職員にとっても多大な負担となっているものと思われるため、不適切である。当該債務者については、執行停止の要件該当性を判断するために必要な事実の調査を早期に実施し、滞納処分の執行停止の要件が認められるのであれば、執行停止を行うべきである。

第6 意見

1 経済的困窮者からの延滞金の徴収

前記の指摘事項4の債務者については河川水面使用料の延滞金23万8900円が発生しており、今後、河川水面使用料の1つの年度の元金が完納されるたびに、当該年度の延滞金が発生することになる。経済的困窮から複数年度にわたって河川水面使用料が累積している債務者から延滞金の徴収を行うことは事実上不可能であるにもかかわらず、そのような債務者に対して延滞金を累積させていくことが適切とは考え難い。手数料及び使用料条例7条ただし書は、延滞金について、「知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。」と規

定している。いかなる事情が「特別な事情」に該当するののかについては、具体的な適用基準がないものの、少なくとも、河川水面使用料の本体すらも完納が困難と見込まれるほどに経済的に困窮しているという事情は、「特別の事情」に該当すると解釈しても差し支えないと思われる。

県では具体的な適用基準を作成しておらず、河川環境課所管の債権について、同条ただし書が実際に適用されて延滞金が免除された例はないとのことであるが、延滞金を払うことが不可能と思われる債務者についてまで延滞金を徴収することは適切とは考え難いため、著しい生活困窮者については必要に応じて延滞金の免除をするという運用を行うことが望ましいと考える。

第2款 海岸保全区域使用料（債権番号68）

河川水面使用料等に係る延滞金（債権番号69）のうち海岸保全区域使用料に係る延滞金

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、海岸法、海岸法施行規則、使用料及び手数料条例、国税徴収法である。

2 債権の性質

海岸保全区域使用料及び海岸保全区域使用料に係る延滞金は、使用料の納付を命じる行政処分によって発生するものであり、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（海岸法35条3項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて海岸保全区域を占有しようとする者は、海岸管理者（原則として海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事）から占有許可を受けなければならない（海岸法7条1項）。海岸管理者は、海岸保全区域の占有許可を受けた者から占有料を徴収することができ（海岸法11条本文）、この占有料が海岸保全区域使用料にあたる。海岸保全区域の占有許可の申請がなされ、占有が許可された場合、同時に使用料の額が決定され、当該年度の使用料の納付書が送付される。納期限内に納付がされなかった場合に未収金が発生することになる。

海岸保全区域使用料の金額は使用料及び手数料条例によって定められている（使用料及び手数料条例3条、別表第一）。また、納期限までに海岸保全区域使用料の納付がないときは納期限を定めて督促をすることとされ（海岸法35条1項）、督促後は延滞金を徴収することができる（海岸法35条2項、海岸法施行規則9条）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

(1) 海岸保全区域使用料

平成27年度末時点で未収となっている海岸保全区域使用料は、3件（債務者2

名)で、滞納額合計は1万2610円である。

(2) 海岸保全区域使用料に係る延滞金

海岸保全区域使用料に係る延滞金の滞納は、使用料本体の滞納者のうちの1名と同一の債務者であり、滞納者は1名、滞納額は1000円である。

2 未収金の推移等

平成20年度以降の各年度における海岸保全区域使用料(延滞金を除く。)の調定額、収入済額、不納欠損額等は下表のとおりである。平成21年度以降は99%以上の納付率が維持されており、滞納の発生はごく少額にとどまっている。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	16,101,222	14,044,219	13,209,861	12,641,804	12,756,968	12,852,208	12,710,947	14,111,274
収入済額	15,660,817	13,911,359	13,174,861	12,598,054	12,721,968	12,808,278	12,698,337	14,098,664
不納欠損	307,545	97,860				35,000		
未収額	132,860	35,000	35,000	43,750	35,000	8,930	12,610	12,610

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数等

海岸法上、海岸保全区域使用料及びその延滞金の徴収の権限等は海岸管理者である県知事にあるとされ、主務課は、河川環境課であるが、各土木事務所の長が県知事から権限の委任を受けているため、各土木事務所の職員が徴収事務や債権の管理を担当している。各土木事務所に本債権の債権管理を担当する職員が1名ないし2名配置されているが、いずれの職員も他の事務と兼任しており、債権管理を専門的に行っている職員はいない。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つのマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

滞納者2名に対し、差押えは実施されていない。本債権の過去の滞納案件についても、過去に差押えが実施された例はなかった。

(2) 財産調査の実施状況等

滞納者2名のうち1名については住所地の不動産について登記事項の調査が行われているが、その他の財産調査は実施されていない。また、もう1名の滞納者については、財産調査は全く実施されていない。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

いずれの債務者についても滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

滞納案件2件のうちの1件は、平成25年度分の使用料5250円と平成23年度分の使用料に係る延滞金1000円が滞納になっているものである。平成24年4月に債務者に対して催告書を発送したところ、債務者の住所地不動産を購入したという人物から電話があり、債務者は夜逃げしたと伝えられたため、債務者宅の不動産登記事項を調査したところ、所有権が移転していることが判明している。債務者の住民票を調査したところ、県外に転居した事実が判明し、その後は県外の転居先に催告書を繰り返し送付しているが、債務者による納付はなく、応答も一切ない状況が続いている。

もう1件の滞納案件は、県外の居住者が、県内に所有している別荘の敷地出入口として使用するために海岸保全区域の占有をしている案件である。当該債務者は、近隣の他の住民が使用料を支払っていないことを理由に、債務者が支払を拒絶しているものである。県が周辺の土地について調査をした結果、周辺の住民が県有地を不法占有しているものと推測されたため、県有地と私有地の境界を画定するため測量を実施し、不法占有者に対しては占有の申請を指導する方針とした。債務者に対し県の方針を説明し、催告書の送付を繰り返しているものの、その後も納付がなされない状態が続いている。

(5) 分割納付の実施状況

いずれの債務者からも分納誓約書の提出はなく、分割納付も行われていない。

(6) 延滞金の調定

本債権も河川水面使用料と同様、1年度ごとの海岸保全区域使用料が全額納付された段階で、これに対応する延滞金を調定する運用となっている。

(7) 消滅時効の管理

いずれの債務者に対しても、督促後に時効中断の措置は執られていないが、時効完成が近い債権はなく、監査時点では時効管理上の問題は生じていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 財産調査が不十分

本債権についても、河川水面使用料と同様、財産調査が十分に行われていない。第1款で記述したとおり、法律により強制徴収が可能な公債権であるから、滞納処分を不適切とする事情がない限り、原則として、債務者の財産調査を行い、滞納処分が可能な財産があれば差押えを行う必要がある。特に、経済的に困窮しているとは思われないにもかかわらず、周辺の住民が使用料を支払っていないことを理由に納付を拒否している債務者に対し、何らの措置も執られていない点は問題である。このような債務者に対し、何らの措置も執られない状態が続けば、県が債務者による支払拒否を事実上容認しているものとの誤解を招きかねず、県民の納付意識に悪影響を与えるおそれがある。正当な理由がないにもかかわらず支払を拒否している者に対しては、支払拒否できる理由がないことを説明し、なおも債務者が支払を拒絶するのであれば、速やかに滞納処分のための財産調査を実施し、差押え可能な財産が見つければ、差押えを実施すべきである。

また、もう一方の債務者は、自宅を処分して県外に転居しているようであり、詳しい状況は不明であるが、当該債務者に対しても、財産調査を実施し、その結果に応じて、差押えや滞納処分の執行停止等の措置を検討すべきである。

第6 意見

意見はない。

第3款 行政代執行費用（債権番号70）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、行政代執行法、国税徴収法及び海岸法である。

2 債権の性質

本債権は、行政庁が行政代執行に要した費用の支払を義務者に命じることにより発生するものであり（行政代執行法5条）、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

平成8年度以前、県は、海の家（仮称）の運営業者に対し海岸保全区域の占用許可を通年にわたって認める運用をしていたが、平成9年4月以降、海水浴シーズンの3カ月間に限って占用を認めるように運用方針を改めることになった。それ以降、海水浴シーズンが終わった後は海の家（仮称）の運営業者に対して占用許可が更新されなくなったにもかかわらず、海の家（仮称）が撤去されなかったため、海の家（仮称）の運営業者が海岸保全区域を不法に占有している状態が生じた。県は、海岸保全区域を不法占有している状態となった海の家（仮称）の運営業者に対し、自主撤去するよう指導を行ったものの、自主撤去に応じなかった海の家（仮称）の運営業者があったため、自主的に撤去しない業者に対しては法的措置がとられる方針となった。海の家（仮称）の運営業者が不法占有していた海岸保全区域は国有地であったため、県と国の協議により、当初は国が民事訴訟・民事執行手続によって撤去を行っていた。しかし、国の体制として一度に10件までしか訴訟対応がとれないという制約があったこと、民事訴訟手続による解決には長期間を要するという問題があったことなどから、自主撤去に応じた者と自主撤去に応じず明渡訴訟の係属中も営業を続ける者との間で不公平が生じるという問題が生じた。そこで、県が早期解決を図るため、行政代執行によって海の家（仮称）を撤去する方針に改め、行政代執行が行われたものである。

海岸管理者である県は、海岸法に基づく監督処分として、海岸保全区域を不法占有している海の家（仮称）の運営業者に対し、施設の除却を命じ（海岸法12条1項）、除却命令に応じなかった海の家（仮称）の運営業者に対し、行政代執行法に基づき、海の家（仮称）の運営業者の施設を強制撤去した（行政代執行法2条）。行政代執行を行った行政庁は、

当該行政代執行に要した費用を義務者から徴収できるとされており（行政代執行法2条、同法5条）、県が義務者に対して代執行費用の支払を命じたことで発生した債権が本件である。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額等

平成27年度末時点における滞納者は2名、滞納額の合計は1412万4682円である。滞納者2名に対する債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年度末までの 回収額 (円)	平成27年度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成19年度	8,497,297	44,000	8,453,297
債務者B	山武	平成19年度	5,689,385	18,000	5,671,385

2 未収金の推移等

平成20年度以降の海の家の運営業者に対する行政代執行費用の調定額、収入済額、未収額等の推移は、下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	14,165,682	14,138,682	14,134,682
収入済額					21,000	27,000	4,000	10,000
不納欠損					42,702,318			
未収額	56,889,000	56,889,000	56,889,000	56,889,000	14,165,682	14,138,682	14,134,682	14,124,682

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織、担当者の人数等

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に土木事務所の職員が管理を担当している。本債権の管理は、いずれも山武土木事務所が担当している。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つ

のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債務者に対しても差押えは実施されていない。

(2) 財産調査の実施状況

① 債務者Aについて

I 金融機関に対する照会

実施年月	対象金融機関	調査結果	備考
平成20年7月	5行5支店	5行中4行に預金債権あり(15,057円～44,953円)。 5行中2行に出資金債権あり(60,000～181,000円)	1行に対し、債務者が3,000万円超の負債を負っている。
平成24年8月	7行7支店(うち5行は平成20年7月の調査と同じ)	7行中3行に預金債権あり(15,086円～544,862円) 6行中1行に出資金債権あり(181,000円)	同上

II 居住市町村に対する収入照会

実施年月	調査結果
平成20年10月	給与収入 約40万円 年金収入 約90万円
平成24年8月	給与収入 約3万円 年金収入 約65万円

III 固定資産照会

平成20年9月及び平成24年8月に債務者の居住市町村に対し、固定資産の照会を行っているが、換価可能な不動産資産は見付かっていない。

② 債務者Bについて

I 預貯金等調査

実施年月	対象金融機関	調査結果
平成20年7月	5行5支店	5行中1行に預金債権あり(100円)

II 市町村への収入照会 (平成20年10月実施)

0円 (未申告)

III 固定資産照会 (平成20年9月実施)

債務者名義の土地が一筆発見されているが、仮差押登記がされているため、換

価は困難とみられる。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

いずれの債務者についても滞納処分の執行停止は行われていない。

(4) 督促、催告、臨戸等の実施状況

① 債務者Aについて

平成21年2月6日	職員が住所地に臨戸したが空家となっており、債務者は不在であった。
平成21年3月17日	職員が債務者の立回り先に赴き、債務者と面談。支払を求めたものの、債務者は、多額の負債があることや体調不良（過去に脳梗塞を発症している。）で働けないなどと申し立て、分納の約束はされなかった。
平成22年9月15日	職員が債務者の自宅に臨戸し面談。債務者に支払を求めたものの、借金が多く支払は困難との回答。債務者から、交通事故のために近く刑務所に収監される予定と伝えられる。
平成24年2月9日	職員が債務者の住所地及び債務者が経営していた会社住所地に臨戸したものの、債務者は不在であった。
平成24年2月14日	債務者に架電するも、使われていない番号となっていた。債務者の親族に連絡するも、債務者の連絡先は判明せず。債務者の自宅住所と会社所在地に臨戸するも、いずれも不在。
平成24年2月19日	債務者の会社所在地に臨戸し、債務者と面談。債務者に支払を求めたものの、資力がないとして分割払いも拒否された。
平成24年11月16日	債務者の住所地に臨戸し、債務者と面談。分納誓約書の提出を求めたところ、毎月1000円以上の支払を約する分の誓約書が提出された。

② 債務者Bについて

平成21年2月6日	職員が債務者の住所地に臨戸するも、債務者は不在。
平成22年2月8日	職員が債務者の住所地に臨戸するも不在。
平成22年9月15日	職員が債務者の住所地に臨戸したところ、債務者は不在。敷地内に外国人らしき者がいたため、同人から債務者の電話番号を聴取。聴取した電話番号に架電したが、応答はなし。
平成24年2月27日	職員が債務者の住所地に臨戸したところ、債務者は不在であった。職員が債務者に架電したところ、応答があった。債務者に面談を求めたところ拒否されたが、毎月3000円を分納するとの約束を取り付けた。後日、債務者から平成24年3月30日付の分納誓約書が提出された。

(5) 分割納付の実施状況

① 債務者A

平成24年11月16日付で、滞納額849万7297円（当時）に対し、毎月1000円以上を納付する旨の納付誓約書が提出されている。その後、平成24年度中に6000円、平成25年度中に2万4000円、平成26年度中に4000円、平成27年度中に1万円が納付されている。

② 債務者B

平成24年3月30日付で、滞納額568万9385円（当時）に対し、毎月3000円以上を納付する旨の納付誓約書が提出された。平成24年度中に1万5000円、平成25年度中に3000円が納付されたが、平成26年度及び平成27年度の納付はない。

(6) 消滅時効の管理

債務者2名から納付誓約書の提出を受けており、時効管理上の問題はない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対

する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 滞納処分の不実施

本債権は、国税滞納処分の例により強制徴収をすることができる公債権である。第2款において指摘したとおり、納期限までに納付がなければ、原則として財産調査を実施し、滞納処分の可能な財産があれば滞納処分を実施すべきである。本債権の債務者2名に対しては、滞納処分を前提とした収入・財産調査が行われており、財産調査は適切に実施されている。しかしながら、財産調査を行った結果、債務者Aについては、金融機関に対する預貯金債権と出資金債権や農業委員報酬の存在が確認されたにもかかわらず、これらの財産に対する差押えが実施されていない。債務者が金融機関に対して負っている負債の額が債務者の預貯金債権や出資金債権の額を上回っている場合、金融機関が預貯金債権等と債務者に対する貸付金債権等を相殺してしまうため、滞納処分による回収はできないが、債務者Aについては1行を除き金融機関に対する負債はない。金融機関からの相殺が予想されるものを除いたとしても、平成20年7月の調査で判明した預貯金債権等について滞納処分を実施していれば約27万円、平成24年8月の調査で判明した預貯金債権等について滞納処分を実施していれば約77万円の債権が回収できたはずである。このように、滞納処分の可能な財産が発見されているにもかかわらず滞納処分を実施していない点は不適切である。特に、預貯金債権などの流動性の高い財産については、速やかに滞納処分を実施しないと散逸するおそれが高いため、調査により存在が確認され次第、速やかに滞納処分を実施すべきであった。今後、財産調査によって財産が発見された際は、速やかに滞納処分を実施すべきである。

2 無資力に対する徴収の継続

債務者Aは、高齢で健康状態も悪く（債務者の弁によれば、以前脳梗塞を発症し、現在も通院中とのことである）、現在の収入は、ほぼ年金収入のみである。同債務者は、月1000円以上の納付誓約をしているものの、支払は不安定であり、平成27年度末までの回収額はわずか4万4000円にとどまっている。仮に、現在までの存在が判明している財産につき滞納処分を実施した上で、その後、分納が継続

されたとしても（平成27年度中の納付は合計1万円）、800万円を超える滞納金が完納されることはほぼ見込めないと考えられる。また、債務者Bは、稼働しているようであるが、その収入は自身の生活を維持するのがやっとというレベルである。同債務者は月3000円以上の納付を誓約しているものの、支払は一定しておらず、平成26年度及び平成27年度の支払は皆無であることから、500万円を超える滞納金を完済することはほぼ見込めないと考えられる。

このように、両債務者とも無資力に近い状態であるにもかかわらず、職員が多大な労力をかけてまで少額ずつの債権回収を続けることは、費用対効果の観点からは問題がある。債務者から行政代執行費用の回収を行うようにできる限りの努力をすることは必要なことではあるが、回収にかかる費用や労力に見合った成果が得られているとは言い難く、このまま債務者に対する回収を続けることは妥当とは言い難い。そのため、本債権についても滞納処分の執行停止を検討すべきである。

第6 意見

意見はない。

第4款 海岸保全区域を不法占有していた海の家業者に対する損害金（債権 番号71）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は民法である。

2 債権の性質

本債権は民法上の不当利得返還請求権であり、私債権である。

3 制度の概要

本債権も第3款で触れた海の家への撤去に関連して発生した債権である。県が海の家事業者に対する海岸保全区域の占有許可の運用方針を変更した後、海岸保全区域の占有許可期間の期限が経過し、新たな占有許可がないまま海岸保全区域を不法占有していた海の家事業者があった。海岸保全区域の占有許可がないまま海岸保全区域を占有した場合、あくまで不法占有であるため、海岸保全区域使用料は発生しないが、当該不法占有者は、適法に占有許可を取得した場合に本来支払うべき海岸保全区域使用料を免れるという利得を得ている一方、海岸管理者である県は、本来得られていたはずの海岸保全区域使用料を得られないという損失が発生することになるため、県は、不法占有者に対する海岸保全区域使用料相当額の不当利得返還請求権を取得することになる（民法703条）。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末時点の債権は9件（債務者の実数は4名）、滞納額合計は111万9260円である。債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年度 末までの回 収額 (円)	平成27年 度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成15年度	326,340	0	326,340
債務者B	山武	平成15年度	189,000	0	189,000
債務者C	山武	平成16年度	403,200	50,000	353,200
債務者C	山武	平成15年度	300,720	50,000	250,720

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等の推移は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	1,805,160	1,805,160	1,555,160	1,517,040	1,467,040	1,157,040	1,119,260	1,119,260
収入済額		250,000	38,120	50,000	310,000	37,780		
不納欠損								
未収額	1,805,160	1,555,160	1,517,040	1,467,040	1,157,040	1,119,260	1,119,260	1,119,260

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

河川環境課所管の他の債権と同様、土木事務所が管理をしている。本債権は、いずれも山武土木事務所が管理しているものである。

(2) マニュアルの有無

河川水面使用料等、河川環境課所管の他の債権と同様に、河川環境課作成の3つのマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債務者についても法的手続は執られておらず、差押えは行われていない。

(2) 財産調査の実施状況等

いずれの債務者についても財産調査は行われていない。

(3) 分割納付の実施状況

債務者4名のうち、債務者A及び債務者Bは、後述の強制執行費用を分納しており、本債権の分納は全くしていない。債務者Cは、平成24年1月23日付の分納誓約書を提出し、平成24年度中に5万円を分納したが、その後平成27年度末まで分納をしていない。債務者Dは、平成24年1月22日付で分納誓約書を提出し、平成23年度中に合計1万円、平成24年度中に合計4万円を分納したが、その後は分納をしていない。債務者Dについては、平成28年度に入ってから職員が調査したところ、平成27年1月から生活保護受給中であったことが判明している。

(4) 消滅時効の管理

9件すべての簿冊の滞納整理票において、納入通知書の発行日と納期限、督促状の発効日と納期限、分割納付の有無等の記載が欠落しており、消滅時効の起算点などが一見して把握できる状態にはなっていない。また、滞納のある9件の債権のうちの6件については、分納誓約書が提出されているものの、残りの3件については分納誓約書が提出されておらず、時効中断の措置が執られていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 自治法施行令の定める手続の実施が不十分

本債権は私債権であるため、自治法施行令の規定に従い、督促後も完納されない場合は、訴訟等の措置を執るか（自治法施行令171条の2第3号）、徴収停止（同171条の5）又は履行延期の特約（同171条の6）を行う必要がある。しかるに、滞納者に対する法的措置は執られておらず、履行延期の特約の前提となる財産調査等も不十分であるため、自治法施行令の規定に照らして十分な対応が執られているとは言えない。債務者に対する財産調査等を実施し、法的手続による回収の見込みがあると判断されたならば法的手続を執り、回収の見込みがないと判断されたな

らば徴収停止、履行延期の特約又は債権放棄等の手続を執ることを検討すべきである。

2 時効中断措置の不実施

4名の債務者のうち2名（債務者A及び債務者B）の債務者については、本債権についての納付誓約書が提出されていない。当該2名の債務者に対する本損害金債権は、平成15年度中に調定されたものであるから、平成27年度末までには10年間の消滅時効が完成してしまっている。当該2名の債務者は、第5款（後述）の強制執行費用の債務者でもあり、強制執行費用の債務についての納付誓約書は提出されているのであるから、本債権について納付誓約書の提出を求めることが困難であったとは考え難く、適切な時効管理を怠ったものと言わざるを得ない。今後、他の債務者らに対する債権の管理を行う上では、時効中断をすべき債権に漏れがないよう、適切に管理を行うべきである。

第6 意見

1 回収困難な債務者に対する債権放棄を含めた措置の検討

2名の債務者からは、平成20年度から平成27年度までの回収額はいずれも5万円ずつにとどまっており、他の2名の債務者からは全く回収ができていない状況である。いずれの債務者も経済的に困窮しているものと推測され、このまま債権管理を継続したとしても、債権管理にかかるコストに見合った成果をあげることは期待しがたいと思われる。このような回収が著しく困難な経済的困窮者からの徴収を継続することは不適當であるため、債務者の財産調査を実施し、財産がないことが判明した債務者については、債権放棄を検討されたい。

第5款 債権譲渡を受けた債権の行使（海の家撤去に係る強制執行・債権番号72）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、民法及び民事執行法である。

2 債権の性質

本債権は、民事執行法42条1項により債務者の負担とされている執行費用の債権である。実体法上の根拠は、弁済のための費用を債務者の負担とする民法485条に求められるため、本債権は私債権である。

3 債権の内容

本債権は、海の家の一社運営業者に対する強制撤去に際して発生した債権である。第4款で記述したとおり、当初は、海岸区域の土地所有者である国が民事手続により海の家の一社運営業者の設備の撤去を図っていた。国が民事執行法に基づき強制執行を行うに当たり、国は強制執行費用を負担しないこととなったため、県が国に代わって強制執行費用を支出することとし、その代わりに、国が強制執行の結果、海の家の一社運営業者（債務者）に対して取得した強制執行費用債権を、県に対して譲渡することとされたものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末時点における滞納件数は3件、滞納額合計は454万6800円である。ただし、滞納者のうち1名は死亡したため徴収停止の措置が執られている。平成27年度末時点において滞納のある2件（執行停止中の1件を除く。）の未収債権の概要は次のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額 (円)	平成27年 度末までの 回収額 (円)	平成27年 度末の未 収額 (円)
債務者A	山武	平成19年度	5,302,500	1,840,000	3,462,500
債務者B	山武	平成19年度	675,150	119,000	556,150

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	6,505,800	6,270,800	6,018,800	5,786,800	5,534,800	5,282,800	5,030,800	4,778,800
収入済額	235,000	252,000	232,000	252,000	252,000	252,000	252,000	232,000
不納欠損								
未収額	6,270,800	6,018,800	5,786,800	5,534,800	5,282,800	5,030,800	4,778,800	4,546,800

第3 管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

本債権の債務者2名は、いずれも第4款の債権（海岸保全区域を不法占有していた海の家の一の事業者に対する損害金）の債務者でもあり、同債権と併せて山武土木事務所において管理されている。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

本債権は、国が債務者らに対して債務名義を取得した後、県が国から債権譲渡を受けたものであるため、すでに債務名義を取得した状態となっている。本債権の債務者らは分納を継続しているため、債務者の財産に対する差押えは実施されていない。

(2) 財産調査の実施状況等

いずれの債務者に対しても財産調査は実施されていない。

(3) 徴収停止の実施状況

債務者のうち1名は平成24年度中に死亡している。当該債務者の子は全員相続放棄をしており、両親もすでに死亡していたことから、平成25年3月13日付で徴収停止の措置が執られている。

(4) 分割納付の実施状況

① 債務者A

平成20年5月30日付で、滞納額530万2500円（当時）に対し、毎月2万円以上を納付する旨の分納誓約書が提出されている。誓約書提出後は、毎月2万円ずつの分納が継続されている。

② 債務者B

平成20年3月19日付で、滞納額67万5150円（当時）に対し、毎月1000円以上を納付する旨の分納誓約書が提出されている。誓約書提出後は、毎月1000円ずつの分納が継続されている。

(5) 消滅時効の管理

徴収停止中の債務者を除く2名の債務者からは納付誓約書が提出され、分納が継続されているため、時効管理上の問題はない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課からヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成している債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 相続人の調査が不十分なまま徴収停止を実施

自治法施行令171条の5は、強制徴収が可能な債権を除く債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、

以後その保全及び取立てをしないことができると規定している。同条2号は、「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」と規定しており、債務者が死亡した場合において、相続人の存在が明らかでなく、かつ、相続財産の存在も明らかでないような場合には、同号に該当し、徴収停止の措置が可能と解される。

徴収停止中の債権については、債務者の法定相続人のうち、第1順位の相続人(子)については全員相続放棄をしており、第2順位の相続人(直系尊属)についてはすでに死亡している。そうすると、債務者には兄弟姉妹がいるため、第3順位の相続人(兄弟姉妹)に相続権が生じるが、債務者の兄弟姉妹について相続放棄の有無の調査がされていない。もし、兄弟姉妹のうち一人でも債務者の財産を相続した者がいるのであれば、当該相続人に対する請求が可能となるので、徴収停止の要件を直ちには満たさないことになる。そのため、第3順位の相続人について、相続放棄の有無を調査しないまま徴収停止の決議をしてしまったことは不適切である。徴収停止を一度解除した上で、改めて第3順位の相続人について相続放棄の有無を確認し、全員相続放棄をしているのであれば再度徴収停止の議決をし、相続をした者がいるのであれば、当該相続人に対して請求を行うべきである。

2 財産調査が不十分

債務者らに対する財産調査を行っていないことが問題である。自治法施行令171条の2第2号は、徴収停止(自治法施行令171条の5)又は履行延期の特約(同171条の6)の措置を執る場合を除き、債務名義のある債権については強制執行の手続を行わなければならないと規定している。債務者が分納誓約をして約束どおりに分納をしている場合であっても、債務者による一方的な分納誓約は履行延期の特約ではないので、滞納が生じている以上は強制執行を行うことが原則である。したがって、徴収停止又は履行延期の特約をすることなく、強制執行の措置も執っていない現状は、自治法施行令の規定に照らし、十分な措置が執られているとは言えない。本債権は私債権であるため、財産調査ができる範囲は限られるが、不動産登記事項を調査することや、債務者の協力を得て、債務者の収入や預貯金を調査することができないわけではない。可能な範囲での財産・収入調査を行い、強制執行が可能な財産があるのであれば強制執行を行い、強制執行を行うべき財産がな

いのであれば履行延期の特約の利用の有無を検討し、履行延期の特約を行うことが可能であれば、履行延期の特約を締結すべきである。

第6 意見

意見はない。

第6款 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律8条による行政代執行費用（債権番号73）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、行政代執行法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

本債権は、行政庁が行政代執行に要した費用の支払を義務者に命じることにより発生するものであり（行政代執行法5条）、国税滞納処分の例によって徴収することができるため（行政代執行法6条1項）、強制徴収公債権である。

3 債権の内容

本債権の滞納件数は1件である。債務者は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地を所有していた者であるが、平成6年3月、当該土地を宅地として開発するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）7条の規定により、制限行為の許可を受けた。その後、債務者が資金難に陥ったことを理由に途中で工事を中断し、現場を放置したため、現場から土砂の流出および斜面の一部が崩落するなど危険な状態となった。君津土木事務所長は、債務者に対し、工事の完成と危険個所の除去工事を実施するよう指導したが、債務者は危険の除去措置を実施しなかった。そこで、君津土木事務所長は、急傾斜地法8条に基づき、危険個所の除去工事を命じたものの、債務者は危険個所の除去工事を実施しなかったため、平成8年12月、君津土木事務所長が、行政代執行法2条に基づいて債務者に代わり、危険個所の除去工事を実施した。平成9年3月、君津土木事務所長から債務者に対し、危険個所の除去工事の行政代執行費用の納付命令（行政代執行5条）が行われたものの、納期限までに全額の納付がなされず、未収金が発生したものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末における滞納者は1名、滞納額は547万1060円である。

2 未収金の推移等

本件の未収金の調定年度は平成8年度、当初調定額は659万4060円、平成27年度末までの回収額は112万3000円である。平成20年度以降の回収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	5,614,060	5,554,060	5,554,060	5,549,060	5,539,060	5,519,060	5,514,060	5,494,060
収入済額	60,000		5,000	10,000	20,000	5,000	20,000	23,000
不納欠損								
未収額	5,554,060	5,554,060	5,549,060	5,539,060	5,519,060	5,514,060	5,494,060	5,471,060

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

本債権は、君津土木事務所の管内における行政代執行により発生したものであるため、君津土木事務所の職員が管理を担当している。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

平成21年10月に債務者所有の不動産(本件の行政代執行の対象となった土地)の債務者の持分(1297分の1257)につき、差押えを行っている。しかし、平成24年3月に複数の地元不動産業者に照会して換価価値を調査したところ、当該土地には換価価値がないことが判明したため、その後公売処分まで進んでおらず、本監査実施時まで差押えを継続した状態のままである。

(2) 財産調査の実施状況等

預貯金の調査としては、債務者の住所地周辺の金融機関につき、平成21年2月に1行、平成24年8月に4行に、それぞれ預貯金残高等照会を行ったが、いずれの金融機関とも取引がないことが判明している。不動産の調査としては、平成21年3月と平成24年11月に、当時の債務者の住所地の不動産の登記事項を調査したが、いずれも第三者名義であることが判明している。平成24年6月には、都税

事務所に対し、債務者名義の固定資産の照会を行ったが、回答を拒否されている。そのほかに、平成25年5月には、債務者の居住自治体に対し、行政代執行法6条の規定に基づく税務情報の照会をした場合に回答が得られるか否かを問い合わせたが、回答しないと回答されている。また、平成21年2月、債務者の居住自治体に、生活保護受給の有無を照会したところ、生活保護は受給していないことが判明している。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 分割納付の実施状況等

平成9年5月に債務者から毎月5万円ずつ分納する旨の誓約書が提出され、平成9年度中に7万円、平成12年3月に1万円、平成12年5月から平成20年10月までは、概ね毎月1万円ずつ分納されていたが、平成20年11月以降分納が途絶え、平成21年度中には一度も分納がなかった。平成22年11月、県の職員が債務者宅を訪問し、債務者に毎月5000円ずつの分納をするとの約束をさせたが、その後、債務者から不定期に3000円ないし1万円ずつの分納がなされている(平成22年度に5000円、平成23年度に1万円、平成24年度に2万円、平成25年度に5000円、平成26年度に2万円、平成27年度に2万3000円)。平成21年度以降、県は、債務者に対し、文書で催告を行うとともに、債務者宅を訪問して弁済を請求しているが、債務者は資力が乏しい(パート勤務で月収12万円程度)ため、上記のとおり少額の回収にとどまっている。

(5) 消滅時効の管理

平成9年5月に分納誓約書の提出を受け、以後、断続的に分納が続いており、時効管理上の問題はない。

(6) 身分関係の調査

平成21年度に、債務者の相続人を確定するためとして、債務者や債務者の親族の戸籍・除籍謄本等を公用請求により取得している。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の

管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 滞納処分の執行停止の不実施

平成22年9月の段階では、将来的に差押不動産について換価価値がないと判断されれば、差押えの解除と滞納処分の執行停止を実施していくことを予定し、その後換価価値がないと判明したにもかかわらず、差押えの解除と滞納処分の執行停止は行われていない。県は、債務者が少額ながらも年に数回の分納を継続している以上は滞納処分の執行停止を行わないという方針をとっており、君津土木事務所もその方針に従い、滞納処分の執行停止を実施していないが、本件の債務者については、財産・収入調査を行った上で、債務者に換価可能な資産がなく、収入も乏しいことが判明しているのであるから、このような債務者についてまで、少額の弁済が継続していることを理由に滞納処分の執行停止を行わないという県の方針は妥当とは思われない。平成27年度中には、職員が、東京都内にある債務者の自宅を3度訪問したものの、債務者から回収できた金額は合計2万3000円にとどまっている。収入が乏しく、差押え可能な財産もない債務者に対して回収を継続することは、職員に過大な業務上の負担を課すものであるばかりでなく、かえって徴収にかかる費用の増大を招くことにもなりかねない。そのため、本件の債務者についても滞納処分の執行停止の適否を検討すべきである。

2 存命中の債務者の推定相続人を調査するために戸籍謄本等を公用請求

債務者は存命中であるにもかかわらず、戸籍謄本等を公用で請求し、債務者の推定相続人の調査をしている。債務者が既に死亡しているのであれば、債務者の相続人に対して請求するために債務者の相続人を調査することは必要であるといえるが、債務者が存命であれば債務者の推定相続人に支払を請求することはできないのであるから、債権の管理にあたって、推定相続人を調査することが必要であるとはいえない。県は、調査の理由につき、債務者が高齢（本監査実施時で75歳）であることから、相続発生時の債権管理事務に混乱が生じることを避けるためにあらかじめ

調査を行ったと説明している。しかしながら、債務者の存命中から時効管理等の処理を適切に行っていれば、債務者が死亡した段階で相続人を調査すれば足りるのであり、必ずしも債務者の存命中から調査をしておく必要はない。そうすると、存命中の債務者につき、推定相続人を調査する目的で戸籍謄本等を取得することは、「法令の定める事務を遂行するために必要がある場合」（戸籍法10条の2第2項）には該当しないと思われるため、このような調査の適法性には疑義がある。戸籍謄本等の公用請求をする場合には、法律上の要件を十分に検討した上で行うよう留意すべきである。

第6 意見

1 職員の滞納処分に関する知識の充実を図る必要性

滞納処分によって差し押さえた財産は、原則として、県が自ら公売を行うことによって換価し、売却代金を滞納債権に充当するものである（国税徴収法94条以下）。ところが、河川環境課の職員から土木事務所の職員宛に行われた連絡の中に、国税徴収法の規定に基づいて差し押さえた不動産について、裁判所に強制執行手続を申し立てるものと誤解していたのではないかと思われる記述が見られた。滞納処分によって債権回収を行うことがある以上、関係職員は国税滞納処分の手続を十分理解している必要がある。また、平成21年10月に債務者の所有不動産の差押えを実施した後、平成24年3月に差押不動産の換価価値の調査が実施されるまでに約2年半もの期間を要しており、迅速に手続が進められているとは言い難い。また、河川環境課で使用しているマニュアルには、差し押さえた不動産を公売処分によって換価すべき旨の記載があるものの、差押えを実行した後、実際にどのように換価価値の調査を行い、公売処分を進めていくのかについて具体的な記載がないため、実際に公売処分を行ったことがない職員が、当該マニュアルに基づいて公売処分の手続を実施するのは非常に困難ではないかと思われる。手続に不慣れな職員が実際に手続を実施する際に戸惑うことがないように、職員に対する研修やマニュアルの記載内容をさらに充実させていくことが望ましい。

第7款 河川法67条による原因者負担金（債権番号74）

第1 債権の概要

1 根拠法令

本債権の根拠法令は、河川法、地方税法及び国税徴収法である。

2 債権の性質

河川管理施設の損傷や河川の水質汚濁事故などが発生した場合に、河川管理者が、その原因を生じさせた者（原因者）に対し、復旧に要する費用の支払を命じることにより発生するものであり（河川法67条）、地方税の滞納処分为例により徴収することができる強制徴収公債権である（河川法74条3項）。

3 債権の内容

(1) 債務者A社

平成14年9月5日、債務者A社（法人）が操業する工場から染料が河川に流出する事故が発生した。東葛飾土木事務所が汚染を除去する措置を行い、その後、平成15年2月3日付で土木事務所長が当該措置に生じた費用を、流出事故を発生させた債務者A社に対して負担を命じたものである。なお、債務者A社は、平成2年の商法改正において最低資本金制度が導入された際、資本金の額が1000万円未満であったところ、資本金の額を1000万円以上とする変更の登記も有限会社等への組織変更の登記もしなかったため、平成2年法律64号附則6条1項の規定により、平成8年6月1日に解散したものとみなされ、平成8年6月3日にその旨の登記がなされている。そのため、原因者負担金の納付命令が出された時点でA社は清算株式会社となっていたが、A社の工場はみなし解散後も従前どおり稼働しており、本監査実施時においても稼働している。

(2) 債務者B

平成26年6月25日、河川に不法係留されていたプレジャーボートからオイル漏れが確認され、土木事務所が汚染の拡大防止措置を執った。当該プレジャーボートの所有者に対し、汚染の拡大防止措置に要した費用の負担を命じたものである。

(3) 債務者C

債務者Bと同様、平成26年7月14日、河川に不法係留されていたプレジャーボートからオイル漏れが確認されたため、土木事務所が汚染の拡大防止措置をとり、

プレジャーボートの所有者に対し、汚染の拡大防止措置に要した費用の負担を命じたものである。

第2 未収金の概要

1 未収金の金額

平成27年度末における滞納者数は3名、滞納額は106万4550円である。
各債務者の調定額、回収額、未収額は以下のとおりである。

	所轄土木事務所	調定年度	当初調定額(円)	平成27年度末までの回収額(円)	平成27年度末の未収額(円)
債務者A	東葛飾	平成14年度	687,750	660,000	27,750
債務者B	千葉	平成26年度	604,800	0	604,800
債務者C	千葉	平成26年度	432,000	0	432,000

2 未収金の推移等

平成20年度以降の調定額、収入済額、未収額等は下表のとおりである。

(単位:円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	227,750	127,750	117,750	97,750	87,750	57,750	1,084,550	1,074,550
収入済額	100,000	10,000	20,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
不納欠損								
未収額	127,750	117,750	97,750	87,750	57,750	47,750	1,074,550	1,064,550

第3 債権管理の実態

1 管理体制

(1) 組織及び担当者

各土木事務所の長が、県知事から河川管理の権限の委任を受けているため、土木事務所の職員が、管内の河川に関して発生した原因者負担金の債権管理を担当している。

(2) マニュアルの有無

河川環境課所管の他の債権と同様、河川環境課作成のマニュアルが利用されている。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無

いずれの債権についても差押えは行われていない。

(2) 財産調査の実施状況等

① 債務者A社について

平成21年12月に債務者の法人登記上の本店所在地及び工場の所在地の不動産登記事項を確認している。本店所在地の不動産は債務者の代表者個人名義となっており、工場所在地の不動産は他人名義であった。また、金融機関に対する預貯金等の照会も行われていない。

② 債務者B・債務者Cについて

財産調査は行われていない。

(3) 滞納処分の執行停止の実施状況

滞納処分の執行停止は実施されていない。

(4) 分割納付の実施状況等

① 債務者A社について

当初の納期限は平成15年2月3日であったが、債務者から分納の申し出があったため、同年2月から9月までの7回払いでの分納が認められた。しかし、債務者からは約束どおりの分納がなされなかったため、土木事務所から債務者に対し、繰り返し電話や文書催告、臨戸訪問等により支払を促す措置を執っている。その結果、平成16年度から平成27年度までの間に、不定期ながら1万円ないし6万円の納付があり、平成27年度末までに合計66万円が回収された。

平成22年度以降、土木事務所から債務者宛てに送付される文書の宛名が、債務者であるA社宛ではなくA社の代表者個人名になっている。また、平成23年11月以降、納入者住所氏名欄に、A社の工場所在地の住所と代表者個人の氏名が記載された納付書が、債務者の代表者宛に送付されるようになっている。その結果、平成23年度以降は、代表者個人の氏名が記載された納付書で納付がなされるようになっている。

② 債務者B・債務者Cについて

債務者兩名に対し、平成26年12月8日付で原因者負担金の納付命令がなされたが、いずれも納期限内に納付がなかった。平成27年1月23日に督促状が送付されたが、その後も納付はされず、土木事務所職員が債務者に対し、電話連絡、自宅訪問を行って納付を促しているものの、平成27年度末までに納付は一切されていない。

(5) 消滅時効の管理

東葛飾土木事務所の管理にかかる1件については、断続的に分納が続いており、時効管理上の問題はない。また、千葉土木事務所の債権2件については、平成26年度に発生したものであり、消滅時効の完成まで期間があるため、時効管理上の問題はない。なお、千葉土木事務所の債権2件（債務者B及び債務者C）の債権管理用簿冊には滞納整理票がつづられておらず、時効管理に必要な情報が見やすい形式で整理されていない。

第4 監査の手法

主務課である河川環境課にヒアリングを行い、関係資料の提供を受けた。本債権の管理は、出先機関である土木事務所において行っていることから、各土木事務所で作成した債権管理簿を取り寄せ、これを閲覧調査した。また、必要に応じて主務課に対する照会を行い、回答を受けた。

第5 指摘事項

1 法人に対する債権を代表者個人に請求

染料流出事故の原因者負担金の納付命令は、工場を稼働させていた法人であるA社のみを対象として行われているため、法人であるA社のみが債務者であり、A社の代表者個人は債務者ではない。この点は、たとえ原因者負担金の納付命令が行われた当時、すでにA社が解散していたとしても同様である。ところが、平成21年12月に、徴収担当者がA社の法人登記事項を確認した際、A社が平成8年6月1日付で解散した旨の登記がされていることが判明したことを契機に、平成22年度以降は、A社ではなく、A社の代表者個人名を宛名とした文書が送付されるようになり、平成23年11月以降は、住所氏名欄に代表者個人の氏名が記載された納付

書が送付されるようになっている。その結果、平成23年11月以降は、A社の代表者個人の氏名が記載された納付書で分納がなされている。このような請求方法は、債務者ではないA社の代表者個人に対して支払を請求しているものと見ざるを得ないため、不適法である。

A社は、平成8年にみなし解散となり、染料流出事故が起きた当時は清算法人として存続していたものであるが、みなし解散後染料流出事故が起きた当時まで、従前と変わらず工場を稼働させていたものであるから、法人の活動として工場の操業を行っていたものとみることができる。したがって、染料流出事故の原因者をA社と認定し、A社を対象として原因者負担金の納付命令を行った県の判断に問題はないと思われる。もっとも、清算会社であるA社は、清算の目的の範囲内においてのみ存続していたものであるから、A社に対する原因者負担金の納付命令が有効に成立しうるのかという疑問が生じないではない。しかしながら、法人が当該法人の目的の範囲を超えて不法行為を行った場合に不法行為責任が認められていることからすれば、清算の目的を逸脱して工場を操業し、流出事故を発生させたA社には、原因者負担金の支払を命じることができるものと解される。したがって、A社宛ての原因者負担金の納付命令が有効に成立していることを前提として、代表者個人宛とみられる請求等は中止し、法人であるA社宛てであることを明確にした請求に改めるべきである。

2 財産調査が不十分

本債権は強制徴収公債権である。したがって、他の款でも指摘したように、督促状で指定した期限を経過しても納付がない場合には、原則として、滞納処分を前提とした措置を執るべきである。

債務者A社に対しては、不動産登記事項の確認がなされているものの、金融機関に対する預貯金等の照会が行われていない。営業中の法人であれば、預貯金口座を有している可能性が高く、金融機関に対する預貯金債権が存在することが判明したならば、滞納処分を実施することにより債権を回収することができるのであるから、預貯金の調査は最優先で実施すべきである。また、債務者A社の工場が稼働を続けていることから、取引先に対する製品の売掛金債権が存在することが予想されるところ、所轄の税務署で債務者A社の確定申告書を閲覧することで取引先が判明する

こともある。これらの必要と思われる財産調査を行っていない点は適切とは言えない。債務者B及び債務者Cについては、原因者負担金の支払命令がなされて1年以上の期間、一切の支払がなく、分納誓約書の提出もなされない状況が継続しているにもかかわらず、滞納処分を前提とした財産調査が全く行われていない。

いずれの債務者に対しても、財産調査の実施が不十分であるため、速やかに各債務者に対する財産調査を実施し、滞納処分が可能な財産が見付かった場合は滞納処分を行うなど、滞納の解消に向けた措置を執るべきである。

第6 意見

1 法人の責任と個人の責任の峻別

債務者A社に関連し、平成21年11月に河川環境課の職員と東葛飾土木事務所の職員が原因者負担金の債権管理について協議した際の資料には、河川環境課の職員が土木事務所の職員に対し、法人の役員も連帯責任を負うことを前提として、個人の財産調査を行うよう指示している内容が記録されている。前記のとおり、法人のみに対して原因者負担金の納付を命じられた場合、法人の役員個人は支払義務を負うものではないのであるから、県職員の上記認識は誤りである。実際には代表者個人の財産調査を行うために、地方税法に基づく財産調査権が行使された形跡はないが、仮に、代表者個人の財産を調査するために地方税法に基づく調査を行ってしまうと、違法な調査となってしまうため、債権管理に携わる職員においては、法人と個人の責任を混同することが無いよう十分注意を払う必要がある。

第2章 住宅課

第1節 県営住宅管理班

第1款 県営住宅駐車場使用料（債権番号83）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令等は、公営住宅法、公営住宅法施行令、千葉県県営住宅設置管理条例、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則、民法、千葉県県営住宅駐車場の管理に関する事務取扱要領である。

駐車場の無償使用については、千葉県県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱である。

2 法的性質

県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）こと、「公営住宅利用の法律関係は私法上の賃貸借関係にほかならないと解するのが相当である」（大阪地方裁判所昭和34年9月8日判決・下級裁判所民事裁判例集10巻9号1916頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

県営住宅入居者が、当該県営住宅に設置された駐車場も使用する場合の対価である。駐車場を使用することができるのは、県営住宅の入居者又は許可された同居者で、自ら駐車場を使用する者である。

1台当たりの月額使用料は、県営住宅の設置されている地域によるが、1500円（富津）～8500円（浦安堀江）である。

県営住宅全144団地のうち、有料駐車場が設置されているのは43団地である（平成28年度）。

県営住宅内における有料駐車場は全6544区画あり、実際に使用されているのは4156区画である（平成28年4月1日現在）。なお、無償の駐車場は約8800区画あり、実際に使用されている区画数は不明である。

許可台数は原則として1世帯につき1台であり、入居者本人とは別に、同居の親

族が所有する自動車の駐車を許可することもある。その場合、同じ世帯であっても債権としては複数成立する。

4 保証人の有無

県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）において、原則として連帯保証人を1人付けるため、県営住宅家賃（使用料）の連帯保証人が本債権も保証債務を負担する。

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末の未収債権数は630件、未収額は1804万5800円である。

2 未収金の発生

駐車場使用の対価として発生した使用料を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 県営住宅家賃（使用料）との関連

住宅と駐車場を双方使用している県民のうち、①双方とも滞納していない、②家賃のみ滞納している、③駐車場使用料のみ滞納している、④双方滞納している、の割合は、①83.8%、②2.7%、③3.3%、④10.2%である。

4 未収金の推移、状況

平成26年度末は636件、1731万円である。

このことから、件数は減ったものの、未収額は増加している。

また、平成26年度末の未収額は同25年度末から34万9000円の減少であったため、一貫して増加しているわけではない。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

千葉県県営住宅設置管理条例33条の9の許可を受けた使用者が、同条例33条の11により、使用料を納付する。

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅管理班において分掌事務が「県営住宅使用料（住宅・駐車場）の調定・収納・決算に関すること」「駐車場使用許可及び使用料の徴収に関すること」となっている職員が各1人、「駐車場の有料化に関すること」となっている職員が3人である。

駐車場使用許可取消し後の措置等は、管理代行により千葉県住宅供給公社が行っている。また、使用希望者の窓口は各団地の自治会が担っており、自治会に申し込む仕組みになっている。それによって自治会に対しては、駐車場1区画当たり毎月206円の委託料を支払っている。

(3) マニュアル

駐車場特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得（課税）証明書又は非課税証明書（義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの）を同封することとしている。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

県営住宅家賃と駐車場使用料との双方を滞納している債務者については、県営住宅家賃と併せて徴収員による臨戸等を実施して回収を図ることとしている。

(5) 分割納付

納付誓約書の作成によって分納誓約させているケースが存在する。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人を原則として1人付けているものの、請求はしていない。

(7) 支払督促・訴訟提起

いずれもなされていない。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

上記(5)の分割納付の他には、特に執られていない。

月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課から説明を受け、質疑応答をした。

2 資料閲覧

主務課作成の債権管理簿を閲覧すると共に、千葉県住宅供給公社作成の債権管理簿を閲覧した。

3 千葉県住宅供給公社への関係人調査

主務課職員からの聴取や、使用許可取消し後の措置に関する資料を閲覧した。

第5 指摘事項

1 不納欠損について

(1) 指摘

① 平成27年度の不納欠損額

61万9500円

② 不納欠損にした債権の事情

名義人の死亡、破産による免責決定、行方不明、再三の催告等によっても徴収ができず弁済の見込みがないと認められ、かつ民法が規定する時効期間（5年又は10年）が到来しているもの。

③ 上記②の事情には、不納欠損処理できないものが含まれている。

そのため、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

今後の不納欠損処理について、要件を精査されたい。

(2) 理由

① 不納欠損について

不納欠損処理は、債権が消滅したときに債権の管理から外すための会計措置であり、債権消滅の効力を持たない。

② 不納欠損処理ができる場合

私債権において不納欠損処理ができるのは、債務者からの時効の援用により時効消滅した場合や権利の放棄について議会の議決を受けた場合、法令の規定により債務を免除した場合、債務者が死亡し、調査を経て相続人が不存在で相続財産もないことが判明した場合等である(調布市裁判執行債権管理ガイドブック(調布市HP)、「アカデミア」(市町村アカデミーの機関誌) v o l . 1 1 2 p 3 1 等)。

③ 上記の事情では、債権が消滅していない。そのため、不納欠損処理をせずに回収を図るか、回収をしない場合は債権放棄(自治法96条1項10号)を経て不納欠損処理をすべきであった。

2 連帯保証人について

(1) 指摘

連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。

これは自治法240条2項、自治法施行令171条の2第1号に抵触し、適法性を欠く。

適切な時期に履行請求すべきである。

(2) 理由

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項の「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。

そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

連帯保証人に請求しない状態で事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高いと考えられる。

3 駐車場使用許可取消し後の不法占拠への対応

(1) 指摘

不法占拠によって使用料相当の損害金が発生する。

そうであるにもかかわらず、債権として計上しないのは自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

債権として計上されたい。

(2) 理由

① 許可取消しの法的な意味

駐車場使用許可を取り消すことによって、駐車場使用者が自主的に駐車場を明け渡さない限り、駐車場使用許可取消し後の占有は、不法占拠に当たる。

② 不法占拠によって発生する債権

駐車場使用者が上記①の不法占拠を続けた場合、駐車場を明け渡すまでの期間において、客観的には特段の事情がない限り、駐車場使用料相当額の損害賠償請求権が発生している（民法709条）。

③ 債権の把握

県の財産である駐車場に対して、上記②の債権が法律上発生しているため、債権として計上すべきである。

4 無償使用・自治会による管理

(1) 指摘

無償使用の根拠とする要綱の要件を満たさないといえるため、適法性を欠く。

無償の駐車場に対しては有償への転換に取り組んでいるとのことなので、有償化に必要な整備等を進められたい。

(2) 理由

① 要綱

千葉県県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱16条は、「自動車保管場所の使用料は、当分の間無償とする」と定めている。

上記要綱は昭和57年12月1日から施行されており、その後、千葉県県営住宅設置管理条例の改正により、平成10年度以降に新設された住宅の駐車場は有償となったが、それまでに存在していた住宅の駐車場は、その後有償化されたものを除

き、無償となっている。

また、無償の駐車場（県が使用料を徴収しない）であっても、自治会（自動車管理組合等）が使用者から使用料を徴収している団地もある。

② 「当分の間」の解釈等

要綱の施行から30年以上経過していることから「当分の間」は既に経過し、要件を満たさないといえる。

実質的にも、県の財産である駐車場を使用させるには対価を得るのが原則であり、住宅によって駐車場の有償無償が異なることは入居者間の公平を損なうにもかかわらず、敢えて使用料を得ないとする事情に乏しい。

5 駐車場使用料のみ未納付の場合の管理について

(1) 指摘

県営住宅家賃を滞納していない、駐車場使用料のみを滞納している債務者に対する回収手続をしている例が少なく、自治法240条2項に抵触し、適法性を欠く。

駐車場使用料のみであっても、滞納整理の手続を踏むべきである。

(2) 理由

① 県営住宅家賃との関係

県営住宅家賃と駐車場使用料との双方を滞納している債務者については、県営住宅家賃と併せて徴収員による回収を図ることとしている。

② 県営住宅家賃を滞納していない場合

駐車場使用料のみ未納付の世帯は、全体の3.3%存在する。

徴収員による取り立てや法的措置をしないため、消滅時効が完成することになる（民法169条）。

回収しないことに対する裁量は認められず、費用対効果を考えて回収しないことにしたとも考えにくい。

県からは納付誓約書の作成によって分納誓約させている旨の説明があったものの、納付誓約の件数は11件で、駐車場使用料滞納件数に対する割合は4.2%である。また、未収金額が平成26年度より73万5800円増えているので、未収金の減少という点では奏功していない。

なお、「債務者の履行状況に応じた分類表（債務者区分）」（行政改革推進課提

供)において「分納誓約」の欄が存在するものの、駐車場使用料は空欄となっている。

6 駐車場使用許可取消し後の措置

(1) 指摘

千葉県住宅供給公社が行う、駐車場使用許可取消し後の措置について県が報告を受けていない点は、相当性を欠く。

より具体的な報告を受けることにより、監督を強化すべきである。

(2) 理由

駐車場使用許可取消し後、事前に警告をして駐車スペースにブロックを置く（通勤等で駐車スペースを空けたとき）ことによって不法占拠を排除することとしている。実働は千葉県住宅供給公社が行っている。

本来なら裁判手続によるべきと考えられ、県は千葉県住宅供給公社から報告を受けていない。

そのため、万が一千葉県住宅供給公社が適法性を欠く自力救済をした場合に県は把握できないことになる。

駐車場使用許可取消し後の措置自体は、未収金の管理回収そのものではない。しかし、仮に適法性を欠く措置があった場合には、千葉県住宅供給公社に委託した県の判断や債権回収に対する考えの正当性に対して県民から疑問が持たれ、未収金の管理及び回収がより困難となる。

第6 意見

意見はない。

第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可（債権番号84）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公有財産管理規則20条6号、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について（平成20年12月18日付国住備第85号国土交通省住宅局長通知）である。

2 法的性質

公営住宅法は適用されないものの県営住宅を使用していること、及び県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

- (1) いわゆるリーマンショックの影響を考慮し、平成20年10月1日以降に解雇等により住宅の退去を余儀なくされた人に対し、居住の場を提供するもの。家賃額は入居者の経済状況に応じて設定される。入居可能期間は原則6カ月で、求職活動を条件に最長1年まで更新され得る。
- (2) 連帯保証人と敷金は不要である。
- (3) 現在、本制度を利用した入居者は存在しないものの、募集自体は継続している。（千葉県住宅供給公社「離職退職者の県営住宅への入居募集の継続について」）

http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/info_5_3.html

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末の未収債権数は7件、未収額は56万6948円である。

2 未収金の発生

住宅使用の対価として発生した家賃（使用料）を期限内に支払わない場合に未収金となる。もっとも、本制度を利用した入居者は存在しないため、新たに未収金が

発生しない状態となっている。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は8件、60万2748円である。

このことから、件数・金額ともに減少している。

第3 債権管理の実態

1 概要

(1) 債権の発生

募集（公社）→資格審査（県）→行政財産の使用許可手続（県）

http://www.chiba-kousya.or.jp/jutak/info_5_3.html

- ・認印・申請書・住民票・解雇通知・寮及び社宅等からの退去通知・賃貸借契約書
- ・必要書類等を受付場所に直接持参
- ・受付後に審査、受付から約2週間後から入居可能

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅管理班において分掌事務が「県営住宅の募集に関すること（離職退去者を含む）」となっている職員が1人である。

(3) マニュアル

特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

収入によって家賃の減額措置がある（県HP）ものの、公営住宅法は適用されない。そのため、公営住宅法に基づく収入申告はさせていない。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

職員による臨戸等を実施している。

(5) 分割納付

特になされていない。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人は不要としている。

(7) 支払督促・訴訟提起

いずれもなされていない。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

特に執られていない。

月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課から説明を受け、質疑応答をした。

2 資料閲覧

主な閲覧資料として、滞納状況をまとめた債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 債務者本人が所在不明や死亡した場合

(1) 指摘

回収可能性について調査や確認をしていないことは、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

相続人調査等によって回収可能性を調査確認し、回収をするか不納欠損処理をすべきか判断すべきである。

(2) 理由

所在不明や死亡に対して、所在不明又は死亡のみを理由として請求しないことは

認められない。

また、債権の発生時期は平成21年度から平成23年度なので、支払等の時効中断事由のない債権は平成28年度中に全て消滅時効の期間が経過する。

なお、私債権であることから、消滅時効の期間が経過しただけで債務者からの援用がない場合では債権は消滅せず、後述の不納欠損処理はできない。

2 不納欠損処理の検討等

(1) 指摘

不納欠損処理を検討し、不納欠損すべき場合に該当する場合は、不納欠損処理に着手すべきである。

(2) 理由

回収可能性のない債権である場合は、放棄（自治法96条1項10号）等の手続を経て不納欠損処理をすべきである。

第6 意見

意見はない。

第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）（債権番号85）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公営住宅法29条6項である。

2 債権の性質

賃貸借契約類似の関係に基づく民事上の損害賠償債権であるため、私債権である。

3 債権の内容

期日経過後も県営住宅を明け渡さない高額所得者に対し、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の損害賠償金を請求することで、明渡しの促進を図るとともに一般の県民との公平を図ることにあるといえる。

4 保証人の有無

県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）において、原則として連帯保証人を1人付けるため、県営住宅家賃（使用料）の連帯保証人が本債権も保証債務を負担する。

第2 未収金の概要

1 件数及び金額

平成27年度末未収債権数は5件、未収額は403万5480円である。

2 未収金の発生

高額所得者認定に基づいて発生した損害金を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は6件、501万2325円である。

このことから、件数・金額ともに減少している。

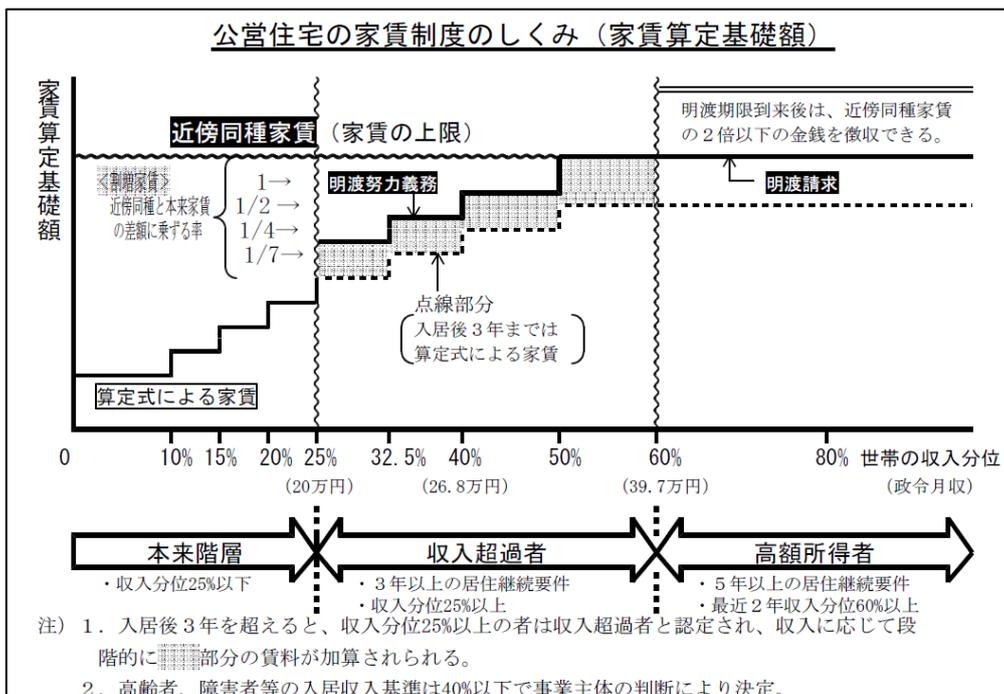
また、平成26年度末の未収額は同25年度末から10万円の減少であったため、直近3カ年においては減少傾向にある。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

- ①入居申請
- ②入居許可
- ③高額所得者認定・認定通知（公営住宅法施行令9条、千葉県県営住宅設置管理条例26条2項）、明渡計画書等送付
- ④明渡計画書に基づき事情聴取、連絡がない者に対しては住戸訪問
- ⑤高額所得者へ明渡請求通知書を送付（千葉県県営住宅設置管理条例29条1項）
- ⑥退去手続を行わない者に催告
- ⑦未退去者へ損害賠償請求（千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）



(国土交通省住宅局「公営住宅制度の概要について」6ページ)

(政令で定める近傍同種の住宅の家賃の算定方法) (令3条)

(近傍同種の住宅の家賃)

= { (近傍同種の住宅(敷地を含む。)の複成価格) × (国土交通大臣が定める1年当たりの利回り) + (償却額) + (修繕費) + (管理事務費) + (損害保険料) + (空家等引当金) + (公課) } ÷ 12 【積算法】

※ 不動産鑑定評価基準の評価手法としては、積算法のほか、賃貸事例比較法、収益還元法がある。

(国土交通省住宅局「公営住宅制度の概要について」5ページ)

(2) 組織、担当者の人数

主務課は、住宅課であり、県営住宅管理班の6人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表(平成27年度)によると、県営住宅管理班において分掌事務が「高額所得者(明渡訴訟、損害賠償金の徴収等)に関すること」となっている職員が1人である。

(3) マニュアル

特有のマニュアルはない。

担当課ヒアリングから、県営住宅家賃(使用料)(債権番号86)のマニュアルを参考にしていると考えられる。

2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得(課税)証明書又は非課税証明書(義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの)を同封することとしている。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

職員による臨戸等を実施している。

- (5) 分割納付
特になされていない。
- (6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無
連帯保証人を原則として1人付けているものの、請求はしていない。
- (7) 支払督促・訴訟提起
いずれもなされていない。
- (8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）
特に執られていない。
月ごとの支払期限から5年間行使しないことにより、消滅時効が完成する（民法169条）。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課からの聴取・書面による質問により、回答を得た。

2 資料閲覧

主な閲覧資料として、滞納状況をまとめた債権管理簿を閲覧した。

第5 指摘事項

1 法的措置等について

(1) 指摘

法的措置を執るか、放棄等の手続をすべきである。

(2) 理由

① 高額所得入居者の位置づけ

高額所得入居者の減免に対して消極的な見解を採っているのは、県が高額所得入居者を明け渡すべき相手と位置づけていることが影響していると考えられる（担当課ヒアリングより）。

② 法的措置の有無（自治法240条2項及び自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触）

ところが、明渡しや損害賠償金の請求に対しての法的措置は、平成27年度にお

いては皆無である。

未退去高額所得入居者に対しては明渡しについて生活の本拠に対する福祉的な配慮の必要性が乏しい。また、退去済みの債務者に対しては既に生活の本拠を他に確保しているため福祉的な配慮の必要性はないといえる。

そのため、いずれに対しても速やかに法的措置を執るべきである。

あるいは、本債権（損害賠償請求権）の回収可能性がない等により自治法施行令171条、171条の2柱書ただし書の「特別の事情があると認める場合」に当たるとすれば、放棄等の手続を経て、不納欠損処理をすべきである。

2 連帯保証人について

(1) 指摘

連帯保証人に対して履行請求しないことは自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号に抵触しており、適法性を欠く。

適切な時期に履行請求すべきである。

(2) 理由

① 連帯保証人への請求

連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。

② 自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、連帯保証人に請求しない状態で放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高いと考えられる。

③ 保証債務の範囲等

公営住宅法1条は、公営住宅を「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」すること等による「国民生活の安定と社会福祉の増進」に寄与することを目的としている。

このことから、公営住宅である県営住宅の使用料（賃料）債務の保証について、

連帯保証人としては県営住宅が「低廉な家賃」（公営住宅法1条）であることを前提として、保証債務の負担が特別に重くならないものであると判断し、保証債務を負担することに応じた場合があると考えられる。一般にも、県営住宅の家賃が高額であるとは認識されていない。

しかし、民法447条1項には「保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する」と定められている。

そのため、連帯保証人は本債権つまり「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」（公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）についても保証していることになる。実際、請書（「県営住宅空家入居者募集案内」20ページによると賃貸借契約にかわるもの）にも「一切の債務について保証」との記載がある。

第五号様式（第四條第一項）

請 書

年 月 日

千葉県知事 様

入居者氏名 _____ 印

住所 _____

連帯保証人氏名 _____ 印 (印鑑証明書
と同一印鑑)

(姓) _____ (生年月日 大正 _____ 年 月 日)
平成 _____

住所 〒 _____

電話 (_____) _____

年 月 日付け 第 _____ 号で許可を受けた下記住宅の入居については、千葉県県営住宅取債管理条例及び千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定を守り、賃料に迷惑をかけないことを誓約します。
連帯保証人は、入居者が規定に違反し家賃等を滞納したり御迷惑をかけたときは、一切の債務について保証し、入居者と連帯してその責務を果たすことをお誓いいたします。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の名称・番号
- 3 家賃（月額）
- 4 敷金
- 5 入居時の家族構成

入 居 家 族 氏 名	生 年 月 日	入居者との続柄

注 連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付してください。

仮に連帯保証人が公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項の規定を知らずに保証債務を負担した場合に、保証する家賃又は損害金の額が近傍同種の住宅の家賃額の二倍に相当するものになることは想定外であり、負担の程度は想定外に重いものとなる。

このことから、連帯保証人となろうとする者に対しては、県営住宅家賃であっても債務が高額になり得ることを理解させた上で保証債務を負担させるべきである。

上記の点（県営住宅家賃が近傍同種の住宅の家賃の額の二倍になる可能性があること）について、連帯保証人に就任する際に県から連帯保証人に説明しているか、又は連帯保証人が知る機会があるかを担当課に問い合わせたところ、「連帯保証人に請求していない。」という回答があった。

仮に、連帯保証人に対して「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」（公営住宅法29条6項・千葉県県営住宅設置管理条例30条2項）になることを説明していない（理解させていない）としたら、連帯保証人に履行を請求した場合、保証否認が頻発するおそれがある（保証否認については平成27年度包括外部監査報告書110-114頁）。

これらのことから、少なくとも外形的には、連帯保証人を付ける趣旨や目的について、県側が正確に理解しているとは認められないといえる。

3 減免について

(1) 指摘

実際に申請があった場合、減免についての根拠規定に抵触することとなる。

申請があった場合に法令に従った処理をするよう、法令を確認すべきである。

(2) 理由

① 前提（実際に申請があったわけではないこと）

本指摘事項は、実際の減免申請事例を踏まえたものではない（そのため、実際に適法性を欠く行為があったわけではない）。

② 減免についての根拠規定

公営住宅法

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条一項及び前条二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

8 第十六条四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

千葉県県営住宅設置管理条例

(高額所得者に対する家賃等)

第三十条 入居者が第二十六条二項の規定に該当する場合において当該一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第十三条一項及び第二十八条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 知事は、前条一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても一般県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

3 第十四条の規定は、前項の金銭に準用する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、知事が定める減免基準により当該家賃の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。

一 入居者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。

二 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

三 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

これらの規定から、高額所得者と認定された後も、減免の規定が準用されることになる。

③ 減免に対する担当課の見解

法令上減免の対象となり得る点を検討しているか、及び減免申請があった場合の審査を想定しているか質問したところ、それぞれ「明渡期日経過後の損害金が減免の対象となり得るかについては、検討していない。」「高額所得入居者が減免申請をすることは想定していない。」との回答を得た。

このような見解では、実際に申請があった場合に高額所得入居者であることを理由に却下する可能性があり、適法性を欠くこととなる。

第6 意見

意見はない。

第2節 県営住宅滞納対策班

第1款 県営住宅家賃（使用料）（債権番号86）

第1 債権の概要

1 根拠法令等

本債権の根拠法令は、公営住宅法、公営住宅法施行令、千葉県県営住宅設置管理条例、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則、民法、借地借家法、県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱である。

2 法的性質

県営住宅の利用は賃貸借契約類似の関係であり、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用がある（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）こと、「公営住宅利用の法律関係は私法上の賃貸借関係にほかならないと解するのが相当である」（大阪地方裁判所昭和34年9月8日判決・下級裁判所民事裁判例集10巻9号1916頁）ことから、私債権である。

3 債権の内容

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする（公営住宅法1条）。

4 保証人の有無

原則として、連帯保証人を1人付ける。

第2 未収金の概要

1 件数・金額

平成27年度末未収債権数は2314件、未収額は3億6668万1179円である。

2 未収金の発生

住宅使用の対価として発生した家賃（使用料）を期限内に支払わない場合に未収金となる。

3 未収金の推移、状況

平成26年度末は2483件、3億5144万2038円である。

このことから、件数は減ったものの、未収額は増加している。

また、平成26年度末の未収額は同25年度末から661万5829円の増額であったため、前年度比の額も増加したことになる。

なお、同25年度は前年度から411万5217円の減少であったため、一貫して増加しているわけではない。

第3 債権管理の実態

1 債権の管理体制

(1) 債権の発生

募集→申込→抽選会→入居関係書類の提出→資格審査→入居という手続を経て発生し、事務は全て千葉県住宅供給公社が行う。

(2) 組織、担当者的人数

主務課は、県営住宅滞納対策班の4人が担当している。

県土整備部都市整備局住宅課事務分掌表（平成27年度）によると、県営住宅滞納対策班のいずれの職員も分掌事務に「滞納者の呼出・納付指導に関すること」が含まれており、県営住宅管理班の職員1人に分掌事務「県営住宅の家賃及び減免に関すること」「保証人に関すること」が定められている。

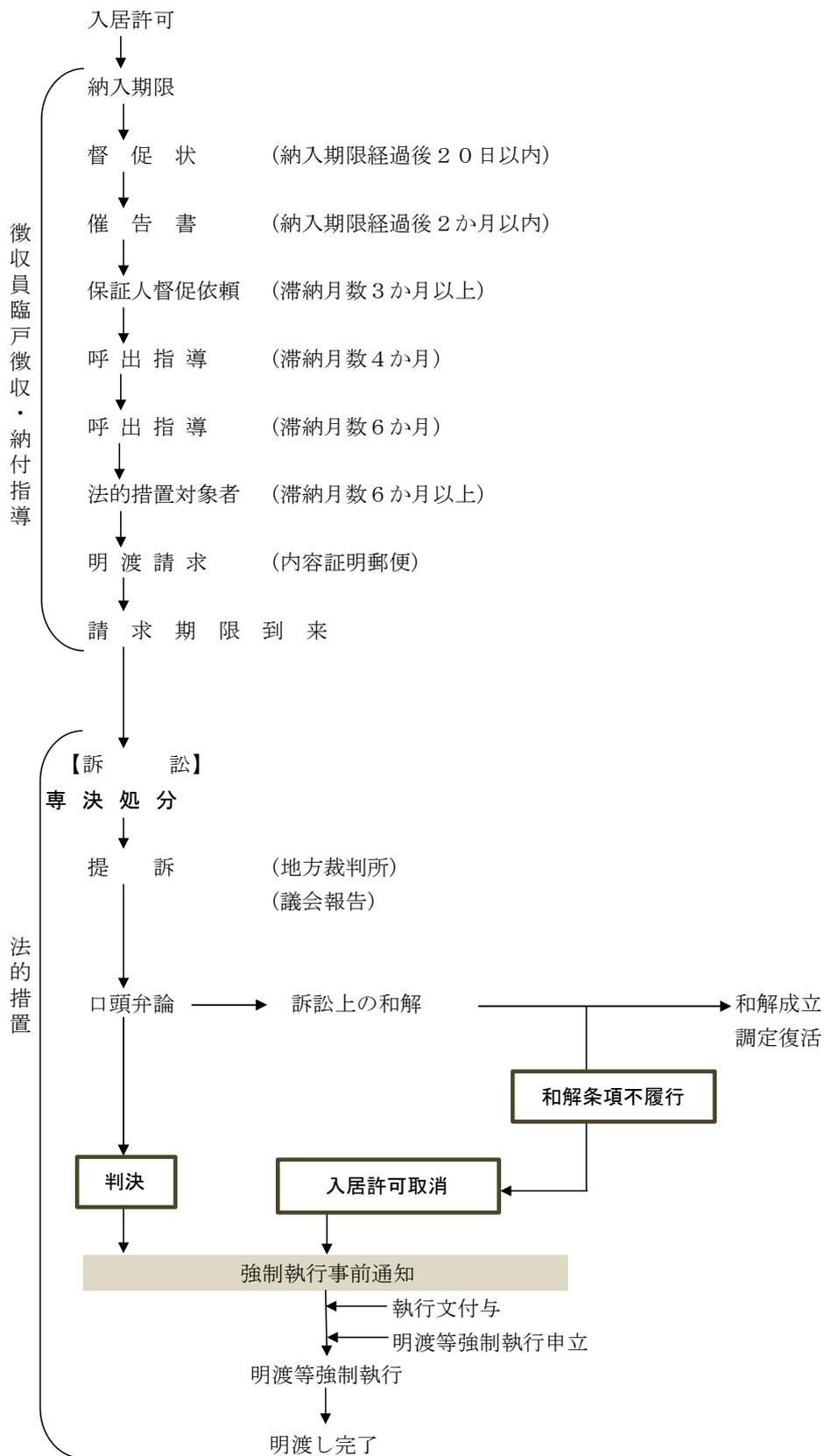
また、臨戸等を担当する、嘱託職員である徴収員が16人在籍している。

なお、事務の一部（上記(1)及び減免申請受付）を管理代行により千葉県住宅供給公社が行っている。

滞納家賃の一部（債務者が県外に居住している場合）の債権管理事務について、サービサー（債権回収会社）に委託している。

(3) マニュアル

下記フロー図による。



2 管理の実態

(1) 差押えの有無、理由

私債権であることから、債務名義を必要とする。

(2) 財産調査の有無、方法、財産目録作成の有無、疎明資料

県営住宅入居者に対し、収入申告をさせている。

収入申告において職業、収入、家族構成を把握し、裏付けとして所得（課税）証明書又は非課税証明書（義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの）を同封することとしている。

滞納後の調査資料として、滞納個人カード、滞納整理票（納付指導状況等）、臨戸報告書等を作成している。

(3) 滞納処分の猶予・停止の有無

私債権であることから、滞納処分自体が存在しない。

(4) 督促

徴収員による臨戸等を実施している。

(5) 分割納付

分納誓約・和解誓約を実施している。

(6) 連帯保証人・連帯債務者に対する履行請求の有無

連帯保証人を原則として1人付けているものの、履行請求はしていない。

(7) 支払督促・訴訟提起

平成27年度は、いずれも0件である。

(8) 時効管理（消滅時効の中断措置を執っているか）

上記(5)の分納誓約による。

第4 監査の手法

1 主務課へのヒアリング等

主務課からの聴取や、書面による質問から回答を得た。

2 資料閲覧

滞納個人カード、滞納整理票（納付指導状況等）等の債権管理簿を閲覧した。

3 千葉県住宅供給公社への関係人調査

公社担当課職員からの聴取や、減免申請に関する資料を閲覧した。

第5 指摘事項

1 不納欠損処理について

(1) 指摘

平成27年度の不納欠損額は1746万1137円、不納欠損にした債権の事情は「県営住宅を退去した滞納者のうち、名義人の死亡、破産による免責決定、行方不明、再三の催告等によっても徴収ができず弁済の見込みがないと認められ、かつ家賃の最終支払日から民法が規定する時効期間（5年又は10年）が到来しているもの」であり、上記の事情には、不納欠損処理できないものが含まれている。

そのため、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。

今後の不納欠損処理について、要件を精査されたい。

(2) 理由

不納欠損処理は、債権が消滅したときに債権の管理から外すための会計措置であり、債権消滅の効力を持たない。

そのため、私債権において不納欠損処理ができるのは、債務者からの時効の援用により時効消滅した場合や権利の放棄について議会の議決を受けた場合、法令の規定により債務を免除した場合、債務者が死亡し、調査を経て相続人が不存在で相続財産もないことが判明した場合等である（調布市裁判執行債権管理ガイドブック（調布市HP）、「アカデミア」（市町村アカデミーの機関誌）vol.112p31等）。

上記(1)の事情では、債権が消滅していない。そのため、不納欠損処理をせずに回収を図るか、回収をしない場合は債権放棄（自治法96条1項10号）を経て不納欠損処理をすべきであった。

また、不納欠損処理をするにあたっての手續を、上記のフロー図に入れるか検討すべきである。

2 督促文書の記載

(1) 指摘

下記の刑罰法規に抵触していると評価し得る文言が記載されていた。

当該文言は監査対象期間後に削除したとのことであるが、今後も記載しないように、記載してはいけない旨を課内で周知すべきである。

(2) 理由

① 「滞納家賃分割の支払い相談のご案内について」 (抜粋)

* 連絡がない場合は、名義人の方の勤務先、保証人のお宅、子供さんがいる場合は学校などを訪問して、連絡を取らせていただく場合があります。

入居者の子の学校を訪問する旨の記載である。

なお、平成28年7月上旬に文面の検討を行い、同年8月以降、この記載は削除したとのことである。

② 貸金業法の規定 (参考)

貸金業法21条1項3号では、正当な理由なく居宅以外の場所を訪問すること、訪問する旨を告げること(同項10号)が禁止されている。

本件は貸金業法21条1項10号で禁止されている、正当な理由なく居宅以外の場所を訪問することを告げることにより該当する。

(仮に貸金業法が本件に適用されるとしたら、少なくとも連帯保証人に履行を請求していないにもかかわらず子の学校を訪問することは「正当な理由」が認められる余地がない)

貸金業法

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

(略)

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

(略)

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

第四十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（略）

（略）

三 第二十一条一項（略）の規定に違反した者

県の債権回収業務に貸金業法は適用されない。

しかし、貸金業で許されない取立て行為が県の債権回収業務で許されるとは考えられず、場合によっては恐喝（刑法249条1項）未遂になりかねない（恐喝罪は県が債権を有していても関係なく成立する可能性がある）。

なお、貸金業法の規制内容は、債権回収業務の許容範囲を図る上で参考にすべきといえる（「自治体職員のためのやさしい債権管理ハンドブック」（花岡大著）52-3頁）。

3 連帯保証人への対応

(1) 指摘

履行請求しないこと等が、適法性を欠く。

前記のフロー内に、適切な時期に履行請求する旨を入れるべきである。

(2) 理由

- ① 連帯保証人を付けるにあたっての手續（変更を含む）については、連帯保証人の印鑑登録証明書や所得証明書は提出させているものの、本籍地記載の住民票謄本を提出させていない。

このことから、連帯保証人が転居した場合、所在がわからなくなり、連帯保証人からの債権回収が不可能となる。

平成28年3月4日

各位

千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部

入居説明会のご案内

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
過日提出していただきました書類を審査いたしましたところ、あなた様は入居適格者と認められました。つきましては下記のとおり入居説明会を行いますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成28年3月17日(木)
午前9時15分までにお越しください。(時間厳守)
(入居説明会は3時間ほどかかります。)

***外国人の方は日本語のわかる方とお越し下さい。**

2. 場所 千葉県教育会館 大ホール
千葉県中央区中央4丁目13番10号
*車でお越しの際は県庁駐車場が利用できませんので
最寄りの有料駐車場をご利用下さい。

3. 提出書類 下記書類を入居説明会当日に持参願います。
(不備の場合は、受付・許可書及び鍵の交付は行えませんのでご了承ください。)

① 請書(うけしょ) …名義人、保証人(実印)ともに3枚押印・現在お住まいの住所を
必ずお書き下さい。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

③ 連帯保証人の市町村長発行の平成27年度課税(所得)証明書で収入金額が確認
できるもの
上記②・③は市区町村でお取ください。

※ 連帯保証人から提出していただく書類は、原本を提出していただきお返しすることが
できませんので、あらかじめご了承ください。

注) a. 印鑑登録証明書と課税(所得)証明書の住所が違う場合は、住所の異動が確認
できる住民票が必要となります。
b. 連帯保証人が外国人の場合は、永住権の確認ができる住民票が必要となります。

連帯保証人変更届

平成 年 月 日

千葉県住宅供給公社 理事長 様

県営住宅の所在地
県営住宅の名称
入居者の氏名 ㊟

下記の者を連帯保証人といたしたいので、関係書類を添えてお届けします。

記

新連帯保証人	住所	
	氏名	
旧連帯保証人	住所	
	氏名	
変更理由		

注 添付書類

1. 請書
2. 新連帯保証人の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)原本
3. 新連帯保証人の所得証明書(発行後3か月以内のもの)原本
または源泉徴収票原本(手書きの場合は代表者押印のもの)
4. 上記2・3の記載住所が異なる場合は異動が確認できる住民票
5. 新連帯保証人が外国籍の方は住民票(永住権確認の為)

- 64 -

また、連帯保証人を付けていながら、連帯保証人に対する請求(保証債務の履行請求)をせず、連帯保証人には、「債務者に支払うよう促してほしい」という趣旨の督促依頼という文書しか送っていない(前記フロー図には、連帯保証人への請求が存在しない)。

連帯保証人に請求することによって債権の回収を図ることは自治法240条2項「必要な措置」に該当し、自治法施行令171条の2第1号には保証人に履行を請求すべきことが明記されている。

そのため、特段の理由なく連帯保証人に請求しないことは許されない。

連帯保証人に請求しない状態で事実上回収不能と判断し、不納欠損処理をするために債権放棄を求めた場合において、放棄を認めるに足りるだけの必要な措置を講じていないことを理由として、放棄の議決を得られない可能性が高い。

なお、連帯保証人からの反応として、連帯保証人から「こちらも迷惑している」という趣旨のクレームを受け、督促依頼状の発信自体を止めてしまっている。

止めたことが不適切であることに加え、このようなクレームをつけたことから、連帯保証人自身が保証内容について理解していないことになる。請書にあるのは本当に連帯保証人の署名押印なのかが疑われ、そうでないとしたら保証債務の負担自体が無効となる。

保証意思の確認が十分であれば、クレーム自体が発生する可能性が乏しい。連帯保証人がクレームをつけたところで法的には連帯保証人に請求できることは何ら変わらないので、対応を変えるべきでない。

(そもそも、法的には保証債務の履行請求をすべきであるのに、督促依頼という法的根拠のない手続をしているため、かえって連帯保証人にとってわかりにくい)

将来、方針を変更して保証債務の履行請求をした場合、保証否認が頻発するおそれがある（保証否認等の保証債務の取扱いについては平成27年度監査報告書110-114頁にも指摘がある）。

なお、主債務者に対する訴訟提起の場合にも、連帯保証人を被告にしておらず、連帯保証人から回収するという発想を有していない。

分納誓約や訴訟上の和解にも連帯保証人が関与しているケースは見当たらなかった。

よって、連帯保証人を付けるなら、保証意思の確認をきちんとした上できちんと支払ってくれる人間を付けさせて、連帯保証人に対しても請求すべきであり、督促依頼しか行わず、請求を行わないのであれば、連帯保証人を付ける意味がない。

また、連帯保証人に送る文書（督促依頼）に載っている民法446条は単純保証の条文であり、連帯保証人に対して送る文書に敢えて記載する必要はなく、連帯保証人については民法446条1項の「主たる債務者がその債務を履行しないとき」という要件が除外されている（民法454条）ため、不正確である。

督促依頼		住第 号の 平成 年 月 日 P-0599
あなたが連帯保証人となっておられます下記入居者の県営住宅使用料が次のとおり滞納となっておりますので、あなたから納入するよう督促をお願いします。		
本状	なお、本人が納入しない場合は、民法第446条の規定により連帯保証人のあなたに対し請求しますので念のため申し添えます。	
千葉県知事 鈴木 栄治		
入居者	835010220102-13	
[滞納の内訳]	県営住宅 棟 号 年 月 日現在	
年 月分 円 年 月分 円 年 月分 円		
滞納合計額 円		
本状と行き違いに入居者から納入された場合は御容赦ください。		〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県土整備部都市整備局住宅課県営住宅滞納対策班 TEL 043-223-3280

民法

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 (以下略)

② 連帯保証人からの通知に対する回答

平成10年3月、連帯保証人から、保証契約解除の意思表示と解釈されうる通知が県宛に送られた。

解除の理由としては、さしたる理由もなく連帯保証人に請求せず長期間放置して保証債務額を増やしたことを指摘している。

この指摘は、公営住宅における保証債務の一部を否定した東京高等裁判所平成25年4月24日判決・判例タイムズ1412号142頁や、最高裁判所平成9年11月13日判決・最高裁判所裁判集民事186号105頁（賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたずらに契約を更新させているなどの場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反するとして否定されることがあり得ることはいうまでもない）と同趣旨である。

平成10年3月の県の回答は、以下の点で法的に不正確である。

- ・ 依然として全債務を負う旨の回答（事情によっては上記各裁判例に抵触するため、県の主張としてはともかく客観的には断定できない）
- ・ 保証契約が主債務者である入居者と連帯保証人との契約であるという趣旨の説明（保証契約は債権者と保証人との契約であり、主債務者が保証人に委託して、主債務者から委託を受けた保証人が債権者と保証契約をする）
- ・ 「同時履行の抗弁権」との表記（連帯保証人には催告・検索の抗弁権がないものの、同時履行の抗弁権とは関係がない）

なお、現在、県の考え方は改めたとのことである。

③ 連帯保証人を付けない場合

千葉県県営住宅設置管理条例10条3項は、例外的に連帯保証人を不要とする規定である。実際、1割から2割の入居者は連帯保証人を付けていない。

国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官通知「公営住宅の家賃の取扱い等について」（平成14年3月29日付国住総第216号）においても、下記の点に留意するようにとのことである。

「「公営住宅管理標準条例(案)について」（平成8年10月14日付住総発第153号）に示されているように、公営住宅入居の際の保証人要件については、事業主体の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した生活保護の被保護者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合等には、事業主体の判断により公営住宅への入居に際して必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること。」

公営住宅法の趣旨からも、全ての入居者に連帯保証人による保証を求めるのは妥当でないため、条例の規定自体は妥当である。

千葉県県営住宅設置管理条例

（入居の手続）

第十条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- 一 県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居を許可された者と同等以上の収入を有する者（特別の事情がある場合にあつては、その他の者）で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第一項一号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる。

もつとも、連帯保証人が不要な場合があることは、上記条例を読まない限りわからない。

「県営住宅空家入居者募集案内」20ページには「連帯保証人の選任が困難な場合は、入居許可後にご相談ください。」との記載があるのみで、連帯保証人が不要な場合があることは読み取れない。そのため、連帯保証人を頼めるあてのない県民が、いかなる場合でも連帯保証人を付けなければならないと誤解して、県営住宅への応募自体を断念してしまうおそれがある（本来はこのような県民にこそ県営住宅を賃貸する必要性が高い（公営住宅法1条））。

また、「県営住宅の住まいのしおり」には例外的に連帯保証人を不要とする場合があることに一切触れていない。

そのため、実際には上記条例に該当して連帯保証人が不要な場合であっても形式的に連帯保証人を付けるようになり、保証制度の形骸化につながる。

連帯保証人が不要な場合があることを調べるのは原則として自己責任であることを考慮しても、何らかの形で知る機会を増やす必要がある。

4 減免について

(1) 指摘

減免の実体的要件を満たしている可能性が高いにもかかわらず実際には減免を受けておらず、入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務負担となっているか不明な点は、公営住宅法の趣旨に照らして相当でない。

減免制度の利用促進等によって入居者（世帯）の経済状況・生活実態に見合った債務を負担させるべきである。

(2) 理由

① 前提

未収金の回収ではなく未収金発生の予防、未収金の分母にあたる部分を減らす（減免の効果は遡及しないので、厳密には将来的に増やさないということ）という点から、減免制度の利用を増やすべきということになる。

② 入居者（世帯）の経済状況・生活実態の把握については、毎年収入申告をさせて

いる（住まいのしおり5ページ）ので、県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱6条1項に該当する世帯、すなわち減免の可能性のある世帯を事実上把握できている（「なぜ母親は娘に手をかけたのか」（井上英夫他編）29ページでは「減免対象世帯」としている）。

県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱

（家賃の減免等の対象者）

第5条 家賃の減免等の対象者は、次に掲げる各項のいずれかに該当する者とする。ただし、特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の入居者は、3項及び8項に該当する者とする。

- 1 入居者及び同居者の収入月額が67,000円以下である者。

（2項以降は省略、収入申告で把握できる情報のみでは減免が認められるとは限らない（県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱2条ただし書）ため、あくまで減免が認められる可能性である）

上記に該当する世帯は1万822世帯とのことで、管理戸数及び実際の入居戸数（1万7423戸）の半数以上である。

(1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、平成28年3月31日現在143団地、19,396戸（公営18,644戸、改良住宅656戸、地域特別賃貸住宅22戸、特定公共賃貸住宅74戸）です。（第19表参照）

構造別にみると、準耐1,123戸、中高層18,273戸です。

地域別にみると、千葉市が7,287戸と最も多く、次いで市原市2,180戸、船橋市1,260戸、成田市1,158、習志野市1,112戸の順で続き、以上5市で全体の67.0%を占めています。平成28年3月31日現在、県営住宅への入居状況は、入居戸数17,423戸、入居率93.0%です。

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社（現 千葉県まちづくり公社）に業務を委託してきましたが、平成18年度から千葉県住宅供給公社が管理代行をしています。

第19表 〈県営住宅の管理戸数〉 平成27年度末

（単位：戸）

県			営	
公 営	改 良	地 域 特 賃	特 公 賃	計
18,644	656	22	74	19,396

（千葉県の住宅2016 41ページ）

上記のとおりであるにもかかわらず、減免の可能性のある入居者（世帯）と滞納者（世帯）との関係は把握していない。

具体的には、下図の比率等については把握していないとのことであり、未収（滞

納) の原因について把握していないことになる。

		収入申告で把握できる限りでの減免の可能性	
		なし	あり (1万822世帯)
滞納	なし	問題なし	申請に対して減免を認めた率 (H25-27年、97.2-99.2%)、要綱 2条ただし書で収入に含まれる事 項(生活保護、障害年金等)が一 般に高額でないことから、減免申 請をしていないことによって、収 入に見合った家賃額となっておら ず、今後滞納が生じる可能性が高 い
	あり (2314件)	生活困窮以外の理 由で滞納している 可能性がある	生活困窮でありながら減免申請を しないまま滞納した可能性が高い

実際、「債務者の履行状況に応じた分類表(債務者区分)」(行政改革推進課提供)においては、県の各債権における収入未済の原因を「生活困窮」「納付意識希薄」等に分類しているところ、平成27年度の県営住宅家賃滞納債権については、全2314件のうち約4分の3にあたる1697件を「その他」としている。

上記の図における分類を把握していれば、収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯による滞納は原則として「生活困窮」と考えられ、収入に見合った家賃額であるにも関わらず滞納している世帯は原則として「納付意識希薄」と考えられるはずである。

しかし、分類を把握していないため、そのいずれにも当たらないことになる「その他」が約4分の3を占めている。

実際に減免されている率は、

(政令月収が6万7000円以下の世帯数:1万822世帯(平成27年度末現在))
÷ (減免世帯数:2301世帯(平成27年度)) ≒ 約21%である。

このことから、収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯と、実際に減免した世帯の差が著しい（なお、上記②の世帯が全て①に含まれるわけではない）。

参考：平成27年_決算審査特別委員会（第3号）（平成27年11月9日）

○加藤英雄委員 ちょっと具体的にお伺いしますが、先ほど部長の最初の報告で、県営住宅の現在の管理戸数が出されていますけれども、現在の家賃減免数、福祉減免も含めて何世帯でどの程度の比率なのか。現在の管理戸数の中で、これ推計ですけども、減免対象になる政令月収の6万7000円以下の世帯、これがすぐ減免っていうわけではないですよ。その可能性のある世帯として6万7000円以下の世帯はどの程度なのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（山中 操君） 関係課長。

○説明者（柳橋住宅課長） 住宅課でございます。

お尋ねのありました、まず管理戸数でございますけれども、26年度末の数字で1万9349戸でございます。それから、減免世帯数につきましては、26年度が1958世帯でございますので、管理戸数に対しては約10%でございます。実際の入居戸数が1万7634戸でございますので、その率でいきますと約11%ということになります。それから、最後お尋ねのありました政令月収が6万7000円以下の世帯数に関しましては、26年度でいきますと1万1494戸でございます。

③ 減免手続について

家賃の減免は、入居者からの申請によってその可否を判断する。

県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱

(家賃の減免手続)

第7条 家賃の減免を受けようとする者は、県営住宅家賃減免申請書及び誓約書（様式1）に入居者及び同居者の住民票並びに収入の額を証明する書類のほか次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

上記要綱によると、いかに困窮していても、すなわち減免される実体的要件を満たしていたとしても、申請という手続をしなければ減免される可能性は皆無である。

収入申告で把握できる限りでの減免の可能性のある世帯は、現時点で滞納をしていなくても、表で示したとおり、収入に見合った家賃額となっていないため、今後

滞納をする可能性が高い。

そうであるにもかかわらず、（入居者一般に対しては入居時や家賃決定時に減免の案内書面を送り、滞納世帯には徴収員を通じて減免を促す等の対策をしているものの）減免の可能性がある世帯で、現時点で滞納をしていない世帯に対しては、特に減免申請を促す等の対策はしていないとのことである。

また、上記の手続は要綱で定められているものの、公営住宅法及び千葉県県営住宅設置管理条例では、必ずしも要綱で定められた手続を要件としていない。

公営住宅法

（家賃の決定）

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（略）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。（略）

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

千葉県県営住宅設置管理条例

（家賃の減免又は徴収猶予）

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときは、入居者に対して、知事が定める減免基準により当該家賃の減免をし、又は徴収の猶予をすることができる。（略）

また、「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」（平成26年11月5日付国住備第135号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）においても、「家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること」としており、申請を待って行うことを要求していない。

これらのことから、収入申告の際、任意で減免の要件に関する事項（県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予基準要綱2条ただし書に該当する情報）も申告させることを現行の申請とみなすことによって、減免の審査を開始する等、「申請」をより柔

軟に捉える仕組みに変更すること等は、法律及び条例には抵触しないと考えられる（もともと、生活保護法7条ただし書のように、申請によらずに職権でできる規定があるわけではないので、職権で減免することができるかどうかについては疑義が残る）。

生活保護法

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる。

仮に、現行の上記要綱による減免制度のままであっても、減免の案内を強化することは必要である。

実際、市町村との連携強化や戸別訪問時の減免措置の説明、生活困窮者自立支援制度のパンフレット配布等の取組みがなされているが、今後も徹底されたい。

5 訴訟上の和解について

(1) 指摘

和解成立後の運用について、和解条項の内容と乖離している点がある。

運用に従った和解条項とすべきである。

(2) 理由

① 和解条項

和解条項

- 原告及び被告は、原告と被告間において、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）につき、原告が、平成〇〇年〇月〇日千葉県県営住宅設置管理条例（以下「条例」という。）に基づいてなした入居許可が、引き続き存続していることを相互に確認する。
- 原告及び被告は、被告が原告に対し、平成〇〇年〇月〇日までの本件建物の滞納家賃金〇〇万〇〇〇〇円のうち、金〇〇万〇〇〇〇円及び平成〇〇年〇月〇日までの家賃金〇〇万〇〇〇〇円、合計金〇〇万〇〇〇〇円を平成〇〇年〇月〇日に支払い、原告がこれを受領したことを相互に確認する。
- 被告は、原告に対し、前項の滞納家賃の残額として、金〇〇万〇〇〇〇円の支払義務があることを認める。
- 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方（〒260-8667千葉県中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部都市整備局住宅課）に持参または送金して支払う。なお、送金手数料は被告の負担とする。
 - 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで、毎月末日限り金〇〇万円ずつ
 - 平成〇〇年〇月〇日末日限り金〇〇万〇〇〇〇円
- 被告が前項の分割弁済金の支払いを、1回でも怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に期限の利益を失い、被告は原告に対し、第3項の金員から前項による既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- 原告及び被告は、平成〇〇年〇月〇日以降の本件建物の家賃の額が、1か月金〇〇万〇〇〇〇円であることを相互に確認し、被告は原告に対し、平成〇〇年〇月〇日から、毎月末日限り、その月の家賃金〇〇万〇〇〇〇円を支払う。
ただし、条例第13条第1項の規定により家賃を算定したときは、その算定後の額とし、また条例第26条第1項及び第2項の規定に該当する場合は、それぞれ条例第28条及び条例第30条第1項に規定する方法により、算定した額とする。
- 被告が、第4項の分割弁済金の支払いを1回でも怠ったとき、または、前項に定める家賃の支払を3か月分以上怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に本件建物の入居許可は失効となり、被告は原告に対し、本件建物を直ちに明け渡す。
- 前項により、本件建物の入居許可が失効した場合には、被告は原告に対し、本件建物の入居許可が失効した日の翌日から、本件建物の明渡済みに至るまでの間、1か月当たり近傍同種の住宅の家賃（条例第13条第3項の規定による入居許可が失効した日の属する年度の4月1日現在の家賃。）の額の2倍に相当する金額を支払う。
- 原告はその余の請求を放棄する。
- 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

② 和解条項に抵触した場合の運用

月の中旬に、当月末日付けで取消す旨の通知（抜粋）を送信する。
条件又は期限付きの入居許可取消しの通知と考えられる。

県営住宅の入居許可の取消し及び住宅の明渡しについて（通知）

あなたについては、平成〇〇年〇月〇日に裁判所において千葉県と滞納家賃の支払いに関する和解が成立しておりましたが、あなたが和解条項どおり履行されませんでしたので、平成〇〇年〇月〇日付けをもって県営住宅の入居許可を取り消します。

ついては、滞納家賃を支払い、早期に住宅を退去されるよう通知します。

仮に、住宅を自主退去しない場合は、裁判所に強制執行（住宅の明渡し及び動産の差押え）の申立てを行うこととなります。

なお、平成〇〇年〇月〇日以降退去日までは、和解条項のとおり、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する金額を請求することを申し添えます。

記

- 滞納家賃 〇〇か月金 〇〇〇〇〇〇円
(平成〇〇年〇月〇日現在)
- 滞納家賃の支払い 〒260-8667 千葉県中央区市場町1-1
及び連絡先 千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理室
電話 043-223-3280

明渡しについての条項は第7項、入居許可の「失効」という文言は和解条項にあるものの、取消しの通知をすること等は定められていない。

また、上記の和解条項に抵触したことにより、入居許可取消通知後、

- ・取消指定日までに滞納家賃を一部でも支払い、今後、滞納解消が見込まれる場合には、入居許可の取消しをしない。
- ・入居許可取消しがなされた滞納者から滞納家賃の全額返済があった場合、和解条項への抵触が解消されたことになるので入居許可を復活させる。

という運用をしている。

③ 上記の運用について

上記の通知文書には上記の運用がうかがわれる文言はない。

また、和解条項にない運用でもあり、訴訟上の和解とは異なる合意を新たにしているとは認定される可能性がある。

新たな合意と認定されると、訴訟上の和解の効力が及ばなくなる可能性がある。

新たな合意が存在しないとしても、和解調書に基づく強制執行が許されない場合がある。

具体的には、

- ・債務名義により執行し得るものとして確定された権利の性質・内容、
- ・債務名義成立の経緯及び債務名義成立後強制執行に至るまでの事情、
- ・強制執行が当事者に及ぼす影響

等諸般の事情を総合して、債権者の強制執行が、著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合には許されない（最高裁判所昭和62年7月16日判決・最高裁判所裁判集民事151号423頁）。

本件では特に債務名義成立後強制執行に至るまでの事情として、県の判断で上記の運用をすることによって、債務者に対して和解条項に抵触しても執行されないという期待を生じさせ、信義則（民法1条2項）上、執行が許されなくなる可能性がある。

和解条項に抵触しても、明渡しの執行等によって生活の本拠を奪うことをできる限り避けているという姿勢は理解できるものの、運用によって、いざという時に明渡しの執行等ができなくなってしまうのでは訴訟を提起して債務名義を取得した意義がなくなる。

そのため、訴訟上の和解をする場合は、運用実態に見合った和解条項を作成する必要がある。

6 法的措置について

(1) 指摘

法的措置を執るべきかどうかの判断に対する合理性が担保されていない。

判断過程の合理性が担保されるように、債務者の経済状況の正確な把握等をより徹底されたい。

(2) 理由

① 法的措置の状況

年度	訴訟提起			強制執行申立		
		和解	判決		完了	取下
25	24	13	11	31	31	0
26	7	1	6	22	21	1
27	0	0	0	3	3	0

上記の状況から、法的措置を執らない方針にしたのか担当課に問合せたところ、法的措置による明渡しをしない方針は執っているわけではなく、世帯の状況や事情を十分確認して法的措置の検討を行った結果、上記の状況となったとのことである（なお、銚子事件が影響していることは否定しなかった）。

② 法的措置についての判断（自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第3号）

しかし、法的措置を執る必要がないとの判断と、滞納額（未収金額）が平成26年度より1523万9141円増えたこととの整合性が疑問である。

法的措置をしないという方針を執っていなかった、つまり、事情によっては法的措置をしていたのであれば、下記の表のうち、生活困窮以外の理由で滞納しており、その他の事情からも悪質と判断できる滞納者には法的措置を執るべきであったといえる。

そのため、平成27年度において法的措置を執るべきケースが偶然0件だったという説明は、滞納している全ての債務者について、自治法施行令171条の2柱書ただし書の「特別の事情があると認める場合」が認められるということになり、却って不自然といえる。

		収入申告で把握できる限りでの減免の可能性	
		なし	あり (1万822世帯)
滞納	なし	問題なし	申請に対して減免を認めた率 (H25-27年、97.2-99.2%)、要綱2条ただし書で収入に含まれる事項 (生活保護、障害年金等)が一般に高額でないことから、減免申請をしていないことによって、収入に見合った家賃額となっておらず、今後滞納が生じる可能性が高い
	あり (2314件)	生活困窮以外の理由で滞納している可能性がある	生活困窮でありながら減免申請をしないまま滞納した可能性が高い

そもそも、前述のとおり、上記の表について滞納の有無と収入状況についての関係を把握していないとのことなので、悪質な滞納者の存在を正確に判断できたとは考えがたい。

そうだとすれば、疑わしいものの悪質とまでは判断しかねるケースにおいて、状況の把握が不十分であることはともかく、状況の把握が不十分な状態で法的措置に踏み切るとは危険であるため、慎重に判断した結果として法的措置を執らなかったこと自体はやむを得ないともいえる。

そのため、法的措置を執るべきかどうかの判断を可能にするため、債務者の経済状況の正確な把握に努めるべきである。

7 近傍同種の家賃の二倍の金銭請求

(1) 指摘

費用対効果の面で不合理であり、かつ、結果として未収金を不必要に増殖させている。

下記の条例に抵触しない範囲で、回収可能性の乏しい未収金を不必要に増殖させない方策を検討すべきである。

(2) 理由

① 公営住宅法 32 条 4 項

不正な入居でなく単なる家賃滞納の場合は「損害賠償の請求をすることを妨げるものではない」と定めている。

公営住宅法による限り、請求はできるものの、単なる家賃滞納の場合で、条例で特別に定める等の事情がなければ、損害の額として家賃相当額を超える額が訴訟で認められること、特に下記の「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額」が認定されることは考えがたい。

公営住宅法

(公営住宅の明渡し)

第三十二条 略

一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。

二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

(略)

3 事業主体は、第一項一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、(略) 請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

② 千葉県県営住宅設置管理条例 30 条の 9

単なる家賃滞納の場合も、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍の額を徴収する旨が規定されている。

千葉県県営住宅設置管理条例

(明渡しの請求)

第三十条の九 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

- 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
- 二 入居者が詐欺又は不正の手段により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- 三 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

(略)

3 知事は、第一項一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、(略) 請求の日の翌日から 当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

4 知事は、第一項二号から第七号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収する。

③ その他

和解誓約（分納誓約後に再度滞納した場合の再誓約）には、不履行時に近傍同種の二倍を支払う旨の条項が記載されている。

また、訴訟上の和解では、8項に同様の条項を設けている。

8 前項により、本件建物の入居許可が失効した場合には、被告は原告に対し、本件建物の入居許可が失効した日の翌日から、本件建物の明渡済みに至るまでの間、1か月当り近傍同種の住宅の家賃（条例第13条第3項の規定による入居許可が失効した日の属する年度の4月1日現在の家賃。）の額の2倍に相当する金額を支払う。

④ 必要性・相当性等

公営住宅法32条4項と異なること自体は公序良俗（民法90条）に抵触しない（福岡高等裁判所平成16年7月21日判決、平成8年10月14日建設省住総発第153号）ため、上記条例に基づいて近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当す

る額の請求が認められるとしても、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。

また、生活困窮の結果として家賃滞納に至る例が多いと考えられることから、回収可能性が乏しい。

特に条例は「徴収する。」という、裁量が認められない文言となっている。そのため、いかに回収可能性が乏しくても債権として発生し、かつ、請求（徴収の手続）をしなければならないことになる。

8 和解条項7項について

(1) 指摘

過酷な条項とも考えられること等から、妥当といえるのか疑問が残る。

当該条項を取上げて入れるべきかを検討すべきである。

(2) 理由

7 被告が、第4項の分割弁済金の支払いを1回でも怠ったとき、または、前項に定める家賃の支払を3か月分以上怠ったときは、何らの催告を要せず、当然に本件建物の入居許可は失効となり、被告は原告に対し、本件建物を直ちに明け渡す。

和解成立時の滞納を解消する、つまり上記和解条項中の「分割弁済金」を完済したとしても、その後に通常の家賃（和解条項中「前項に定める家賃」）を3カ月以上滞納した場合は、訴訟手続を経ることなく強制執行による明渡しが可能となる。

本条項と異なる運用がなされていることは、前述のとおりである。

信頼関係破壊の法理（最高裁判所昭和59年12月13日判決・最高裁判所民事判例集38巻12号1411頁）が適用されて強制執行自体が認められない可能性があるとともに、公営住宅法の趣旨から妥当といえるのか疑問が残る。

9 サービサー（債権回収会社）の利用

(1) 指摘

サービサー（債権回収会社）の選定について、判断過程がわかるように記録を作成すべきである。

(2) 理由

滞納家賃の一部（債務者が県外に居住している場合）の債権管理事務を、サービ

サー（債権回収会社）に委託している。

委託の選定に係る委員会が開催され、式次第や議事進行案や企画提案書の審査評価点集計表はあるものの、議事録は作成していない。

そのため、選定の過程が不明である。

第6 意見

意見はない。